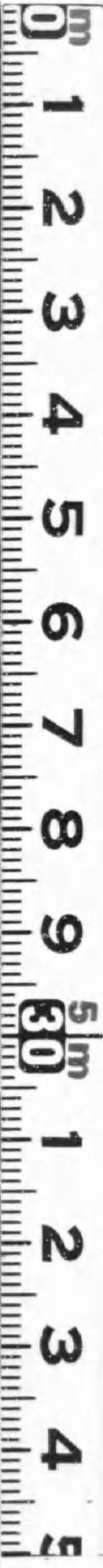


文部省制定

婦人禮法

山崎博編著

科學書院發



始



時 220
56



文部省
制定

婦人禮法の心得



科学書院發行

内本

序

本書は文部省禮法要項に基いて述べました。禮法要項は趣旨にも述べてある様に、基本を授けんとして形についての記述が多く、且つ前後の二篇として説明せられてあります。

従つてこれが實踐にあつて、又心得の指導にあつては、章節に拘泥せず、一體として把握し活用しなければなりません。

本書は禮法を生活一體として記述したものでありますから、實踐者にも指導者にも至便であらうと思ひます。

本書の禮法研究實踐にあつては、徳川義親侯爵閣下から懇なる御指導を賜はりました。私の最初の拙稿についても一々御指導をいたゞき、挿入いたしました實踐寫真についても、一々御指導をいた

いたものであります。

私は閣下が國民禮法の創造に、且つ國民禮法の御指導に、如何に御熱意を持たれて居られるかに、心から感激致して居ります。本書の出版にあたり心から閣下に感謝申し上げます。

尙寫眞撮影に當られた田邊重知氏と、お許しをいたゞいた皆様とに、深く御禮申し上げます。

昭和十六年五月

著者謹識

目次

第一章 禮法の要旨	一
第一節 禮法の意味	一
第二節 禮法の要點	七
第三節 禮法の必要	九
第四節 禮法の修養	一一
第二章 皇室・國家に關する禮法	一二
第一節 皇室に對し奉る心得	一二
第二節 拜 謁	一五
第三節 御先導	一六
第四節 行幸啓の節の敬禮	一七
第五節 祝祭日	一八
第六節 軍旗・軍艦旗・國旗・國歌・萬歲	二六

第三章 敬禮の禮法

第一節 最敬禮……………三一

第二節 敬禮……………三三

第三節 會釋……………三五

第四節 握手……………三六

第五節 戶外敬禮……………三六

第六節 拜禮……………三八

第七節 見送り……………四二

第四章 居常の禮法

第一節 家庭生活……………四三

第二節 坐り方・起ち方……………四四

第三節 歩行及途上……………四六

第四節 部屋の出入……………五〇

第五節 姿勢……………五二

第六節 上座と下座……………五五

第七節 室内の動作……………五七

第八節 廊下……………五八

第五章 服装の禮法

第一節 男子の服装……………五九

第二節 女子の服装……………六九

第六章 言語應待の禮法

第一節 言葉遣……………七八

第二節 三段の遣ひ方……………七九

第三節 自稱……………八一

第四節 他稱……………八一

第五節 第三者……………八二

第六節 「御」用法……………八三

第七節 動詞・動詞用法……………八四

第八節 電話……………八六

第七章 書信の禮法 八六

第八章 訪問の禮法 九二

 第一節 問合せ 九二

 第二節 時刻 九三

 第三節 服装 九四

 第四節 名刺 九四

 第五節 玄關 九五

 第六節 手土産 九七

 第七節 座敷 九八

 第八節 接待 九九

 第九節 紅茶・菓子・果物 一〇一

 第十節 辭去 一〇三

第九章 紹介の禮法 一〇四

 第一節 其場の紹介 一〇四

 第二節 書面の紹介 一〇五

第十章 物の受渡しの禮法 一〇六

第十一章 包結の禮法 一一〇

 第一節 紙・水引のかけ方 一一〇

 第二節 臺・袱紗・移り紙 一一三

第十二章 慶弔の禮法 一一四

 第一節 服装と贈物 一一四

 第二節 靈前の禮拜 一一六

第十三章 招待 一一八

第十四章 社會生活の禮法 一二〇

 第一節 交通・旅行 一二一

 第二節 隣組と常會 一二三

 第三節 公衆 一二六

 第四節 公共物 一二八

 第五節 道路・公園 一二九

 第六節 集會・會議 一三〇

第七節 外國人	一三一
第八節 男女間	一三二
第十五章 和食の禮法	一三二
第一節 平素の食事	一三二
第二節 食事の順序	一三六
第三節 食事の一般注意	一四二
第四節 給仕心得	一四五
第十六章 洋食の禮法	一四七
第一節 洋食會食の心得	一四七
第二節 食事順序	一四九
第三節 食事の一般注意	一五四
第四節 給仕心得	一五七
第五節 お茶(テイ・パーティー)	一五八
第十七章 支那食の禮法	一五九
第十八章 競技の禮法	一六一

第一章 禮法の要旨

第一節 禮法の意味

禮法は普通には禮儀作法或は行儀と言つて居ります。禮法を心(本旨)と形(表現)とに分けて考へることが出来ます。心は恭敬と親和とを本とし、それを形に現すのが作法と方式であります。

作法といふと形が主として考へられ、動作の方法をいふので、日常の立居振舞ひや物の受渡し等を言ひ、方式といふと手紙の書き方、物の包み方、結び方等を言ふので、共に心がおろそかになる感じがする。かく禮法は心と形とが融合したものであるから、やつぱり禮法と言はなければならぬことが知られます。

この禮法の心をよく理解して實際生活に運用して行く働きのことを禮法の心得

といふのである。この心得こそ禮法の根幹ともなるもので、時に作法方式を知らないことに行き當つても、心得さへあれば行ふことが出来ます。禮法の練達とか未熟とかいふのは、心得の深淺によるものです。私達は心得を心懸けて覚え、作法方式の心を理解し、其の場合々々に適應する作法方式を行ふといふことが大切であります。

禮法には儀式禮法(儀禮)と日常禮法(日常禮)との二つの種類があります。儀式禮法は例へば冠婚葬祭或は茶の湯、活花等公私の儀式、特別な接待、饗應、裝飾等の場合に用ひる儀式的なもので、日常禮法とは日常生活に必要な禮法であります。この二種の禮法の何れも恭敬親和を心とする點に於ては變りはなく、現れて來る形式に違ひがあるだけであります。

恭とはうや／＼しいこと、己を慎しみ人を敬ひ、己を低うして、人々の感情を顔向け、互に圓滿なる生活をするので、かうした心持を謙遜けんそんといひます。私達は

つき、言葉の調子、立居振舞ひの端々はしくにおのづとそれがあらはれる様に致したい。

昭憲皇太后御歌

高山のかげをうつして行く水の

低きにつくを心ともがな

この御歌のやうに私達は高い目的をもつてゐるが、まだ／＼低い／＼と修養につとめて行きたいものであります。心は形から養はれ、内は外から化せられることも多いものです。私達は謙遜な心と謙遜にかな適つた態度とを守り行ふことによつて禮法に練りたいものであります。

私達は謙遜をあやまつて卑屈ひくつになつては萎縮いしゆくして仕舞ひます。高い標準で自分を見て、次に到るべき高いものを自分の内に取り入れての心持でなくてははいけません。

敬は「つつしむ」と訓み、つつしむ心は誠の心から出るものであり、敬によつて

誠の心も發達するものであります。誠の心は人の本心であるから他人を敬し又自分をも敬するもので、敬の心があらはれて、萬物を大切にするやうになり、同胞を敬ひ、神佛を敬ひ、あらはれて禮儀作法となるものです。

日本の禮は上は皇室を尊び神明を敬ひ、下は國民が相互に和諧一致する心を本として起つたものであります。我心を輕んずれば、人我を輕んずです。他人を敬しなければなりません。

誠の心、敬の心は人の本心即ち生れながらの性質でもあるが、磨けば磨くほど光を増すもので玉のやうなものであります。私達は欲念の塵や埃を掃ひ除くために絶えず反省、克己の念を勵まして行かねばなりません。和とは和氣、平和、のどかなことであり、他の物に合はせることでもあります。和ぐには自分の心の中に何等の蟠りを持たず和やかな柔かみの心持になつてこそ相親和することが出来るのであります。彼の聖徳太子の理想は和氣の精神の自分と、和氣の精神の彼と

が社會的に和やかな天地を創つて行かうといふところにあつたのであります。即ち和を以て貴しと爲し、上和ぎ下睦まじくといふやうな和やかな生活をして居つたならば、どんな難かしい問題でも成就しないことはないと太子は考へられたのであります。この和氣は何時の時代に於ても我が日本精神としてあらはれて居ります。私達はこの和氣を日々の生活の上に働かして行くことによつて日本國民として意義あることになりす。

私達の禮法はこの和氣を日々の生活の上に體驗して行くことであつて、和やかな心が現れることは禮法の行はれることであります。日本の禮は尊崇と敬神と共に和民の心から起つたもので、國治まり、民安んずるものであります。

親はしたしみといふことです。禮はしたしみを心とする。冷やかな感じを與へないことであります。和氣の精神の自分と、和氣の精神の他人と、心やすい間柄になることで、餘り形式に拘泥し過ぎないのであります。

禮は形として現すもので、形も大切ですが、心の親密、親しみが現れなければなりません。即ち形ばかり整へるならば、よそ／＼しく見え、心からの親しみが起らないで禮法の本義にもとることになります。

儀式には昔からの伝統があり、作法や方式が立派に固定してゐます。即ち小笠原流、伊勢流等流儀のある儀式的のものがそれであります。日常禮法は簡單平易な日常に用ひられるもので、現す方法は時代と共に變化して行く禮法で、生活に離れない禮法であります。儀禮の方は非常に嚴格でむづかしくて、變へられないが、日常禮法は極めて簡單で面倒なことを要求しない誰にも心やすく實行出来ることでもあります。

この二つの禮法は行はるべき時と場所とで自おのづから異なるところがあるもので、儀禮の行はるべき時に日常禮法を以てするならば、心得なき不作法と思はれることがあり、日常禮法に儀禮の形式を以てするならば煩瑣なことになるものであり

ます。私達は心して禮法に親しみ、關心と理解とをもつて國民としての品位を高めることにつとめねばなりません。

第二節 禮法の要點

私達が心に尊敬の念を持つてゐるとしても、それを形に現す方法を知らなければ、人には見えず、又傳へられもしません。又形ばかり出来ても、心がそれに伴はないと、その形は虚禮になつてしまひます。それで禮は常に心と形とが融合して一つになつてゐなければなりません。

禮法は過ぎれば卑屈ひくつともなり、縛禮じやくれいともなるものであり、その反對に足りないと傲慢ごうまん、無作法ともなるものです。私達はその場合々々に考へて巧に運用して行く心得が大切であります。

日本の禮法は上は皇室を尊び、下は國民互たひに大和する心を本として起つたもの

であります。即ち尊崇、敬神、和民の心から起つたもので、國は治り民は安んずるのであります。それ故に私達が禮法を實踐することは、國體の本義を身に實行することになるのでありますから、こゝに心して日々の生活の上に行つて行かなければなりません。

私達はきれいな着物を着飾つたり、美しい化粧をしたりするが、この私達が若し、だまつて人形の様に坐つてゐるだけならば、それは美しく見えるではありません。その上に容貌が美しい人ならば、なほさらきれいに見えるであらう。ところがこの人の動作なり態度なりが、身なりや顔にそぐはない無作法であつたとしたならば、美しく着飾つたこと、美しい容貌であることが、むしろ逆みだくに醜く人目につくものであります。

化粧や服装はそれは、外からの飾りであり、容貌は外形であります。ところが禮法は内からの粧ひであり、又外の粧ひでもあります。着物や化粧や容貌はそれ

程の問題でもありません。眞に人を美しく現すのは禮法の心得であります。

さて禮法は決して人を親しみにくくするところの固くるしい窮屈な心得ではありません。むしろ心から親しむことの出来るのが本當の禮法であります。私達が一人きちんとして、よそ／＼しく何となく他人ばなれのしてゐるのは、禮儀の心得ではありません。それは心に備はりが少なく、心得が足りないのであります。私達は心の内に備へて心得を實踐し、それが度を越さない程に、日常生活に現して行きたいものであります。

私達は姿見に顔だけを映し見ないで、作法を映して見るがよい。そして又作法だけでなく心をも映し見るがよい。即ち形と心とを映し見なければなりません。

第三節 禮法の必要

日本の禮法は日本の國民として誠に大切なものであり、大國民として誠に必要な要件であることが知られます。即ち第一禮法は私達の品位を保つために必要であります。私達が人格の向上を圖るのに、自分の品位を保つと共に、自ら謙讓して、そして絶えず進歩して行かなければなりません。

第二に禮法は皇室に對し奉つて、至誠至純の眞心を中心とし、その眞心を表現して來たものであります。決して個人的な嗜みや、社會生活の便宜の約束ばかりとして來たものではありません。それであるから國民が生活をなし、國民の社會秩序を保つ上に必要であります。

第三に禮法は他人に快感を與へる上から必要なことであります。即ち快感を與へるといふことは相互に他人の人格を尊重し合はせることになり、生活を大和せしめるものであるから、必要であります。

第四に禮法は國際關係に於ても、國民の品位を高尙ならしめるものであつて、

それが國家の品位を高めることになるものであるから、この立場からも必要であります。

第四節 禮法の修養

禮法の修養には嗜みと躰とがなければなりません。嗜みは何事でもすべて自分から進んで修めようとする心構へのことです。躰は他から教へられることであり、文字の上でも「身」偏に旁は「美」であつて、人間の筋肉、身體の活動、人間の生活等身體そのものを美しく練りきたへることです。躰はやかましなくガミ／＼言つて教へ習はすのではなく、又さうしてもそれは効目が少ないものです。

禮法は教へられることだけを、たゞ守つてゐるだけでは足りない。日常自分から修め習はうとし、自分から會得しようとして心懸けなければなりません。私達は

禮の本旨とする恭敬親和を常に心に置いて、人の振りを見て、我が振りを直して行く心構へを必要とします。即ち習はうと練れることで、それが自然におぼえることになり、機に應じ、場に處して行くことによつて磨かれるものであります。禮法はたゞ話だけではないけない。常に實行實踐して行くことによつて、身につけられるものです。身についてこそ禮の修養が出來たのであります。

第二章 皇室・國家に關する禮法

第一節 皇室に對し奉る心得

一、皇室に關する談話・文章には、特に敬稱・敬語の使用に細心の注意を拂はねばなりません。充分の敬意を表するのであります。皇室に奉呈する賀表並に皇室に關する告諭・訓旨祝辭等に、敬意を表するた

め、皇祖・先帝・陛下等の文字を本文と平に書き並べ(平出)詔書勅旨等の文字の上を一字闕く(闕字)を通例といたします。その用例は公式令(大寶令)に據るのです。

皇室ニ關スル文章濫用者取締方(明治三十四年十月二十三日内務省訓令第二十號)

二、詔勅・令旨を奉讀し、御製御歌を奉誦し、若しくはこれを拜聽する場合には、姿勢を正し、謹嚴な態度をとります。

皇室に關する談話をなす場合はもとより、談話が皇室の御事に及ぶ場合に於ても亦同様であります。

三、御所・離宮等の拜觀に當つては、夫々の規定を守り決して輕々しい言動をしてはなりません。

御物の拜觀には、特に動作を慎重にし、敬虔の態度を失はないやうにいたします。

御遺蹟等についても同様にいたします。

四、宮城前や明治神宮前の通過には停止して敬禮をいたします。電車・バスでも通過には敬禮をいたします。人混みの場合は、そのまゝの形で、頭を下げて敬意を心から表します。遠方の場合でも脱帽して敬肅の意を表します。

御所・行在所・御陵墓前通過のときにもこれに準じて行ひます。

學校の奉安所に關しては各學校の定める所に従ふのでありますが、他所の人が通過する場合には、脱帽して敬禮をいたします。

五、新聞・雜誌等に謹掲されました皇室に關する御寫眞は、その取扱ひに注意し、不敬に涉ることのないやうにいたします。

六、御紋章を濫りに摸寫してはなりません。御紋章の附いてゐるものゝ取扱ひは鄭重にいたします。

皇族ノ外菊御紋ヲ禁止シ紛敷品ハ改メシム(明治四年六月十七日太政官布告)

第二節 拜謁

一、單獨拜謁の場合は、御座の間の闕外で敬禮をなし、御座の間にはいつて再び敬禮をいたします。

御座の正面に進み、豫め定められた位置にとゞまつて最敬禮を行ひます。次に後退して出口で敬禮をなし、闕外で再び敬禮をいたします。

二、兩位に對し奉つては、前項の順序により、第一位の御座に最敬禮、横歩して第二位の御座にこれを行ひます。

三、列立拜謁の一は、一同整列し、出御の時に於て敬禮を行ひ、御座につかせらるゝや最敬禮を行ひます。入御の時に於ても敬禮を行ひます。

四、皇族・王(公)族に對し奉つては前各項に準じて行ひます。

第三節 御先導

- 一、玄關又は入口に於て御迎へ申し上げます。
- 二、御車御著の際、最敬禮、御降車までの間は、上體を前に傾けて、御降車を拜して御先導申し上げます。
- 三、御先導は御通筋中央を、姿勢を正し、正面を向いて靜肅に歩みます。但し砂道その他にあつては、中央をさけ、進行方向に向かつて左側を歩みます。
- 四、御座所の手前適當な處でとどまり、直ちに下座に開いて敬禮、御著座を拜し、敬禮して退きます。
- 五、御説明申し上げる場合は、御前を横切らないやうにいたします。
- 六、御見送り申し上げる際には、御車の御出門まで目送申し上げます。
- 七、皇族・王(公)族に對し奉つては前各項に準じて行ひます。

第四節 行幸啓の節の敬禮

- 一、行幸啓の鹵簿を拜するには、御道筋又は指定された場所に整列して、靜かに御通過を待ちます。
- 二、老人や子供は、なるべく前列とし、すべて警察官・掛員の指圖に従ひ、混雜を來さないやうにいたします。
- 三、通御の時刻が近づいたなら、傘をたゝみ、帽子・外套・コート・襟卷・肩掛の類を脱ぎ、姿勢を正します。雨雪の際は、傘・外套等雨具を著用した儘拜しても差支へありません。
- 四、御車が凡そ六十米(約三十間)の距離に近づいたときに最敬禮を行ひ、上體を起して目迎・目送し奉ります。

- 五、御召列車御通過の節は、御召列車が凡そ二百米(約二丁)の距離に近づいたときに最敬禮を行ひ、上體を起して目迎・目送し奉ります。
- 六、坐つて拜する場合も前各項に準ずるのであります。
- 七、鹵簿は、扉越・窓越又は高い位置から拜してはなりません。御通過の後は喧噪に涉らないやうに、徐ろに退散いたします。
- 八、皇族・王(公)族の御成りの節は、公式の場合は、前各項に準じます。

第五節 祝祭日

- 一、祝祭日には、國旗を掲げ、宮城を遙拜し、祝賀・敬肅の誠を表します。
- 二、紀元節・天長節・明治節及び一月一日に於ける學校の儀式は次の順序・方式によります。

天皇陛下・皇后陛下の御寫眞の覆を撤する。

この際、一同上體を前に傾けて敬肅の意を表する。

次に天皇陛下・皇后陛下の御寫眞に對し奉りて最敬禮を行ふ。

次に國歌をうたふ。

次に學校長教育に關する勅語を奉讀する。

參列者は奉讀の始まると同時に、上體を前に傾けて拜聽し、奉讀の終つたとき、敬禮をして徐ろに元の姿勢に復する。

次に學校長訓話を行ふ。

次に當日の儀式用唱歌をうたふ。

次に天皇陛下・皇后陛下の御寫眞に覆をする。

この際、一同上體を前に傾けて敬肅の意を表する。

- 三、天皇陛下・皇后陛下の御寫眞を拜戴してゐない學校に於ては、次の順序によ

つて儀式を行ひます。

宮城遙拜

次に國歌をうたふ。

次に學校長教育に關する勅語を奉讀する。

次に學校長訓話を行ふ。

次に當日の儀式用唱歌をうたふ。

四、儀式に參列する者は、服裝を整へ、容儀を正しくし、眞心を以て終始しなければなりません。

五、式場に入る際は一禮します。舉式中は特別の場合の外、出入してはなりません。

六、儀式の始と終には、一同敬禮します。

【注意】

一、天皇陛下の御寫眞は式場の正面正中に奉掲する。

皇后陛下の御寫眞は、天皇陛下の御寫眞の左(拜して右)に奉掲する。

二、勅語謄本は箱より出し、小蓋又は臺に載せて式場の上座に置くを例とする。

三、勅語奉讀に當つては、奉讀者は特に容儀・服裝に注意し、豫め手を清める。(フロックコート・モーニングコート及び和服の場合は手袋は着用しない)謄本は丁寧慎重に取扱ひ、奉讀の前後に推し戴く。

四、勅語奉答の歌をうたふ場合は、學校長訓話の前にする。

五、勅語奉讀・訓話等は、御寫眞を奉掲する場合は御前を避け、しからざる場合は正面の中央で行ふ。

六、皇后陛下御誕辰・皇太后陛下御誕辰を賀し奉る儀式を行ふ場合には、凡そ祝日に於ける儀式に準じて順序・方式を定める。

遙拜式・勅語奉讀式・入學式・卒業式又は記念式等學校に於ける諸儀式に就いても亦同じ。

七、學校以外の團體の行事は、適宜前各項に準じて行ふ。

天長節儀式次第

1. 職員生徒入場
2. 参列者入場
3. 學校長入場
4. 一同敬禮

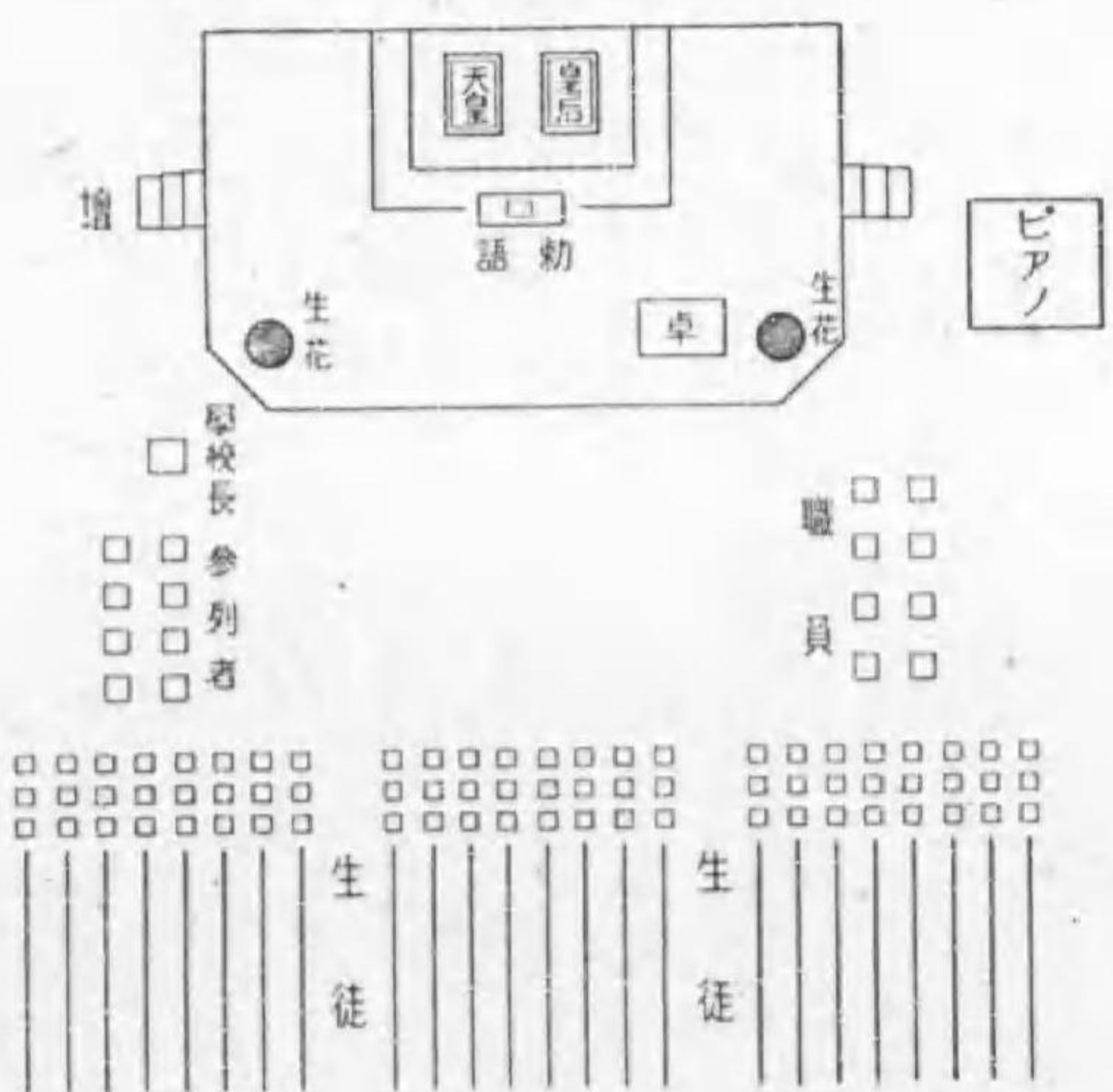
舉式

- 一、奏帳
- 二、最敬禮
- 三、唱歌「君か代」
- 四、勅語奉讀
- 五、唱歌「勅語奉答」
- 六、學校長訓話
- 七、唱歌「天長節」
- 八、垂帳

1. 一同敬禮
2. 學校長退場
3. 参列者退場
4. 職員生徒退場

【備考】

一、捧讀は奉讀と記してもよい。皇室儀制令附式帝國議會閉院の儀中には捧讀とあり、



小學校令施行規則中には奉讀とあり。

二、四大節以外の儀式に於て教育勅語の代りに其他の勅語・勅諭・詔書・御沙汰書・令旨等を捧讀する。

三、其他の儀式の際に遙拜を行ふ場合は、神宮、宮城の順序に、その方向に向ひ、最敬禮を行ふ。

四、皇居を宮城と稱する。(明治二十一年十月二十七日宮内省告示第六號皇居御造營落成ニ付自今宮城ト稱セラル)

五、御名御璽竝に年號月日は明瞭に力強く捧讀すること。

六、捧讀の最初に勅語・詔書と讀み上げざるを可とする。

七、詔書の終りに副へる「各大臣副署」とあるは讀み上げるを要せず。

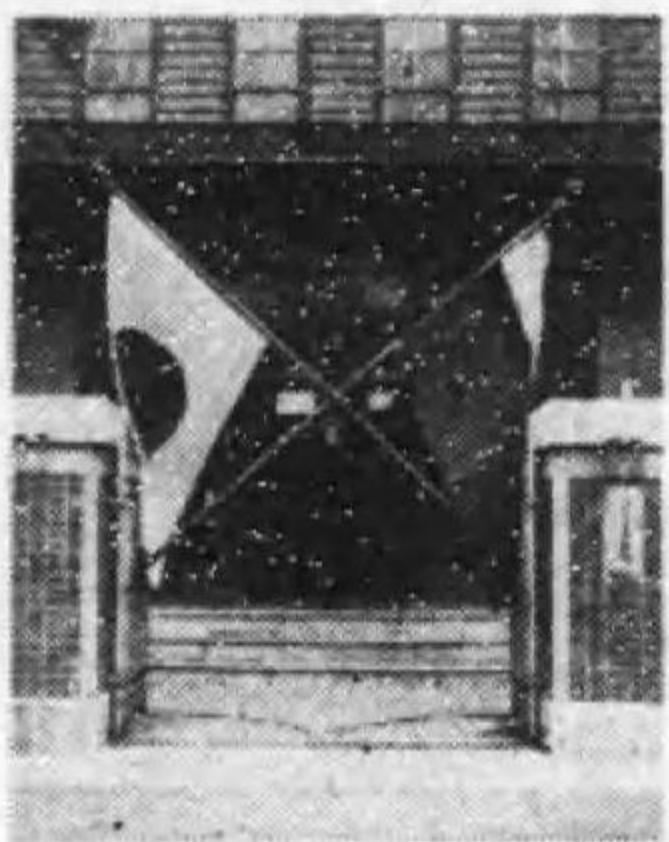
八、若し式場の設備によつて式場の上座に勅語・詔書等を置かない場合は次の様に行ふ。

一、捧讀前の作法

勅語又は詔書等は箱に納めたるまゝ小蓋又は臺に載せ眼の高さに捧持して捧讀臺の前に止り、左足より三步前進して臺上に載せ、靜かに小蓋又は臺を廻して

旗竿を交叉する場合は、我が國旗の旗竿を前にし、その本を左方（門外から見て右）とするのであります。

二ヶ國以上の國旗と共に掲揚する場合は我が國旗を中央といたします。



六、旗布の上端は旗竿の頭に達せしめ、竿頭に球などのある場合は、これに密接せしめます。

七、團體の國旗の掲揚を行ふ場合は、旗竿に面して整列し、國旗を掲揚し終るまで、これに注目して敬意を表します。國旗を下す場合もこれに準ずるのです。

八、弔意を表するために國旗を掲げる場合は、旗竿の上部に、旗布に接して黒色の布片を付け、球はこれを黒布で蔽ふのであります。

又竿頭から凡そ旗竿の半ばに、若しくは凡そ旗布の縦幅だけ下げて弔意を表することもあります。

九、國歌をうたふときは、姿勢を正し、眞心から寶祚の無窮を壽ぎ奉るのであります。

國歌を聴くときは、前と同様に謹嚴な態度をとらねばなりません。

一〇、外國の國旗及び國歌に對しても敬意を表します。

一一、天皇陛下の萬歳を奉唱するには、その場合に於ける適當な人の發聲により、左の例に従つて三唱いたします。

天皇陛下萬歳 唱和（萬歳） 萬歳 唱和（萬歳） 萬歳 唱和（萬歳）

一二、萬歳奉唱に當つては、姿勢を正し 脱帽し、兩手を高く舉げて、力強く發聲、唱和するのです。

最嚴肅なる場合は、全然手を舉げないこともあります。

【注意】

一、國旗は他の旗と共に同じ旗竿には掲揚しない。

- 二、國旗を他の旗と並べて掲揚するときは、常に最上位に置く。
- 三、外國の元首又はその名代の奉迎等、若しくは特に外國に敬意を表すべき場合に限り、その國の國旗を右(外から見て左)とする。
- 四、行事のために國旗を掲揚した場合は、その行事が終れば下すがよい。
- 五、皇族・王(公)族の萬歳を唱へ奉る場合、若しくは大日本帝國萬歳を唱へるときは三唱とする。外國の元首若しくは國家に對する場合もこれに準ずる。
- その他はすべて一唱とする。但し幾回か繰り返してもよい。
- 六、萬歳唱和後は、拍手・談笑等喧噪に涉ることのないやうにする。
- 七、萬歳唱和を以て祝はれた人は、謹んでこれを受ける。
- 八、萬國旗を裝飾に用ひてはならない。

第三章 敬禮の禮法

敬禮を俗にお辭儀といひ、敬禮の本體は對手より身を低くすることによつて敬

意を表すものであるから敬禮には上體を前に傾けて身を低くして頭を下げるのであります。敬禮にはこの作法が根本動作であります。この根本動作を本體作法と申します。

次にこの根本動作の作法の形式を一定するために姿勢を正し、手は自然に下げる。足は揃へ、頸を屈したり、膝を折つたりせずして、動作を美しく、巧みに表現するための補助の動作のことを形容作法と申します。

禮法は本體作法即ち心だけ現れる限度に形を整へればそれでもよいわけであるが、これでは形が充分に整はない。そこで美しく巧に行はれ形容が整ふやうに、補助的の一定の動作表現をするのであります。

さて敬禮には最敬禮、敬禮、會釋そしやくの三つがあります。

第一節 最敬禮



最敬禮

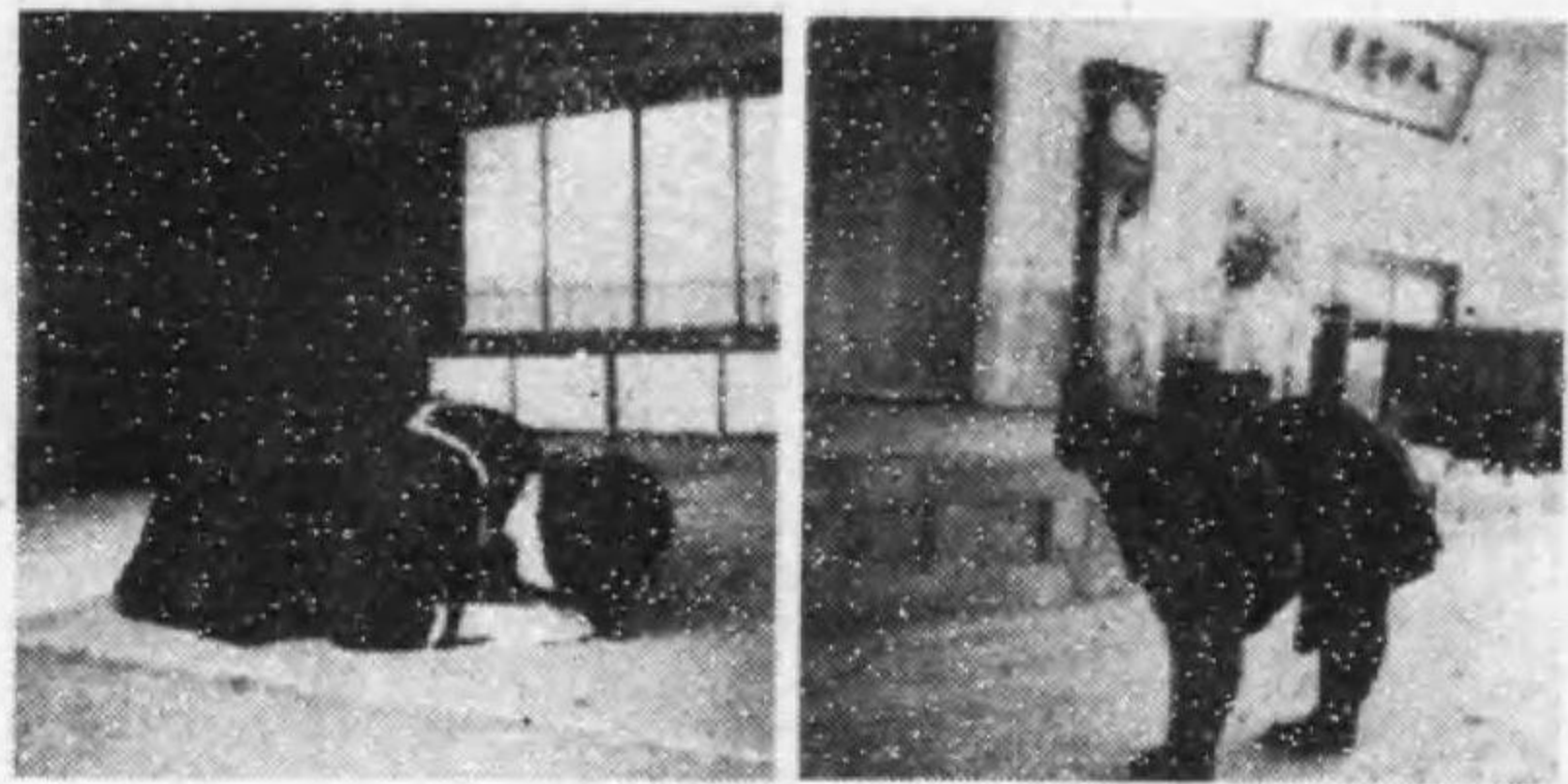
最敬禮は最上の敬禮で、天皇陛下に對し奉つてのみ行はれる敬禮であります。皇族方には最敬禮に準じて敬禮いたします。それは心も形式も變りはありません。最敬禮に立禮と座禮とがあります。

立禮

正しい姿勢で、正面を注目し上體は凡そ四十五度、指先は膝頭に達する程度、一息程で初めの姿勢となるのです。殊更に頸を屈したり膝を折つたりしないやうにいたします。



たします。



最敬禮

最敬禮

座禮

先づ姿勢を正し、正面に注目し上體を屈めながら手を前に進めます。指の間は五糎の所で止め、頭は疊から五糎の所まで下げるのです。要は恭敬の心を現すことでもあります。

第二節 敬禮

一、儀式禮法の形式は難かしいが、敬禮は恭敬親和の誠

立禮

意を充分表せばよいのです。

姿勢は正しく、上體は約三十度靜かに曲げるのです。一寸頭を止めてから靜かに自然にします。手は



第二節 敬禮

自然に下げ、頸を屈めたり、膝を折つたりしてはいけません。

座禮



相互路上の挨拶

先づ姿勢を正し、先方を注目し、上體を徐ろに前に傾ける。指尖の間を十糎から十五糎はなし、頭は疊から十糎か十五糎位まで下げます。要は丁寧に見えればよいのです。それは靜にすることであり、頭をしばらく、其のまゝ止めて徐ろに上げることでもあります。立禮、座禮とも手の指尖を揃へて離してはいけません。一般に男子は女子より頭を稍々高目にし、指尖の間も廣目にします。

二、病人が廻診の醫師への挨拶は、其時の自由でよく、目禮だけで結構であります。

三、舉手は先づ姿勢を正し、右手をあげ、指は互に接して伸ばし、食指と中指と

を帽子の庇ひさしの右側に當て、掌を稍々外方に向け、肘を肩の方向で略々その高さ

四、戦死者の遺骨に對しては最敬禮ではなくて、拜禮であります。

五、坐つてゐる人に對しては坐つて、立つてゐる人には立つて敬禮します。腰を掛けてゐる長上に對しては立つて敬禮するのです。

第三節 會釋



會釋

一、立つてゐる時でも、坐つてゐる時でも、凡そ十五度位上體を曲げる程度がよい。頭だけ一寸目上の人に下げるのは考へものでもあります。手は股の上に置いても、又體の兩側に下してもよいのです。

二、禮の度が過ぎぬことが大切であります。お辭儀を會

釋にかへてもよい所も澤山あります。

第四節 握手

握手は目上から目下へ、女子から男子へ手を出すのが原則であり、西洋でも普通の禮は低頭で、特に親愛を示す場合に握手するのです。

一、姿勢を正しく、右手を出し、先方を注目し、右手を軽く握るのです。身體を曲げず、頭を下げたりせず、相手の顔をよく見て握るのです。

皇族方にする外は外國でも頭を下げません。

二、握手は強く握り過ぎてはいけません。握手といつても握らないで軽く掌に觸れるのが上品であります。手袋を脱ぐのを例とします。

第五節 戶外敬禮

一、昔は目上の人に對して、乗物から降りてお辭儀しましたが、今はその必要は

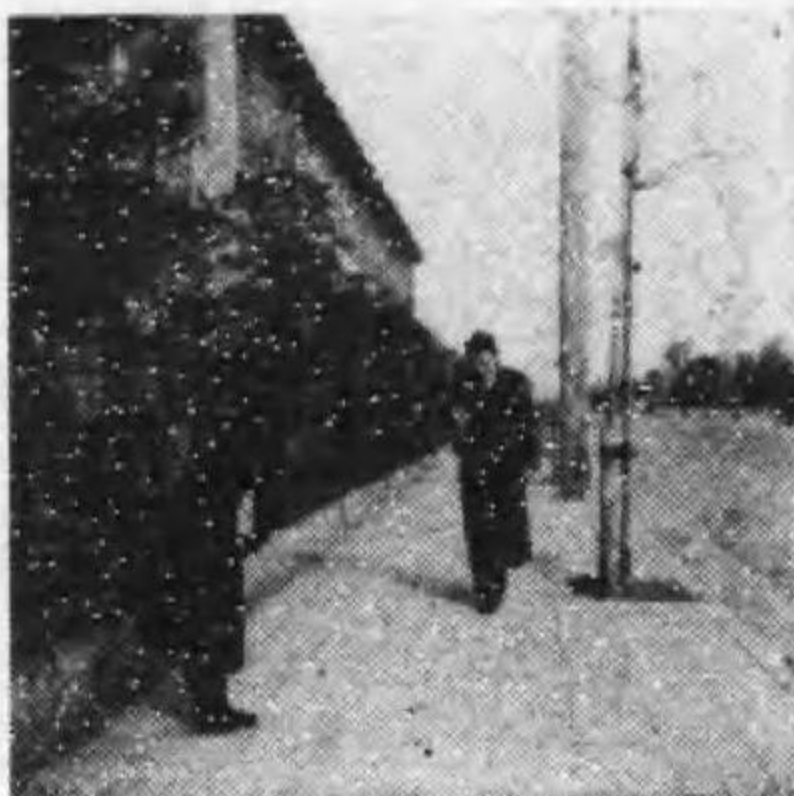
ありません。往來ではコート・外套・襟卷・肩掛を外さないでもよいです。これは今日、社會生活の様式が變つて來たからであります。

二、洋裝婦人帽の公式のものであれば、戶外・屋内・神前の拜禮の場合にもとりません。訪問着以下のものの場合、アツバツバーの如きものでは脱帽します。制帽はすべて脱ぎます。看護婦の職帽は室外も室内もとらなくてよいのです。

三、往來、劇場、百貨店等戶外での禮は、なるべく簡單にして室内の場合より高めにするのがよい。形の美の上からと生活の便宜とからであります。



相互に路上で挨拶



路上で目上に會ふ

第六節 拜禮

- 一、神佛に對しては敬禮といはず拜禮と稱へます。
- 二、神前拜禮

神社參拜に當つては、心身を清め、容儀・服裝を正しくし崇敬の誠を表さねばなりません。それで第一手を清めます。神前程より迄進んで、止まり、軽く禮を致します。更に進んで止まり、二度禮拜し、拍手を二つ行ひ、(拍手しないで拜禮だけ一回でもよい) 一步位退いて軽い禮をします。拜の前後に揖をいたします。拜は上體を約四十五度位前に傾けて後、徐ろに元の姿勢に復するので。揖は上體稍々淺く約十五度位前に傾けるのです。

玉串を捧げる場合は、右手で本の方を持ち、左手は葉先の方を支へ、右手から幾分高めに捧げて神前に進んで、一度拜してから玉串臺に近づいて、玉串

手を清める



清水を手に受け口をすくぐ



一揖



二拜



二拍 (イ)



二拍 (ロ)



一拜



一揖



の葉先を右に手前に廻し、本を先にして、右手を仰向けにして持ち、左手を添へて臺の上に供へる。一步退いてから二拜、二拍手するか、又は一回丁寧

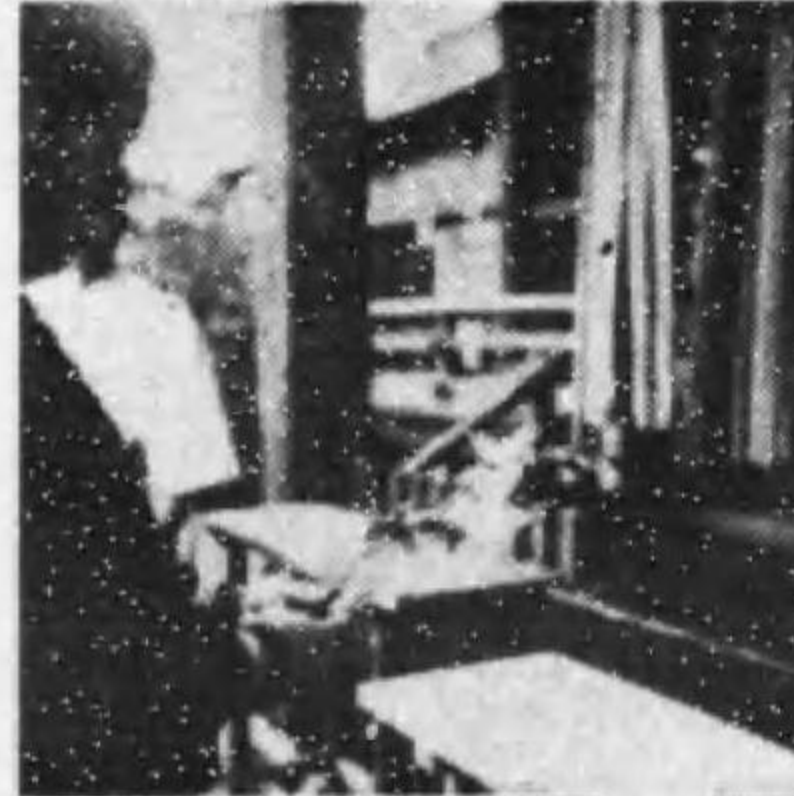
に拜を行つて退くのです。改つた場合の參拜には修祓みそぎを受けます。又正式參

玉串を受ける

一拵

玉串持ちかへる

玉串を奉る

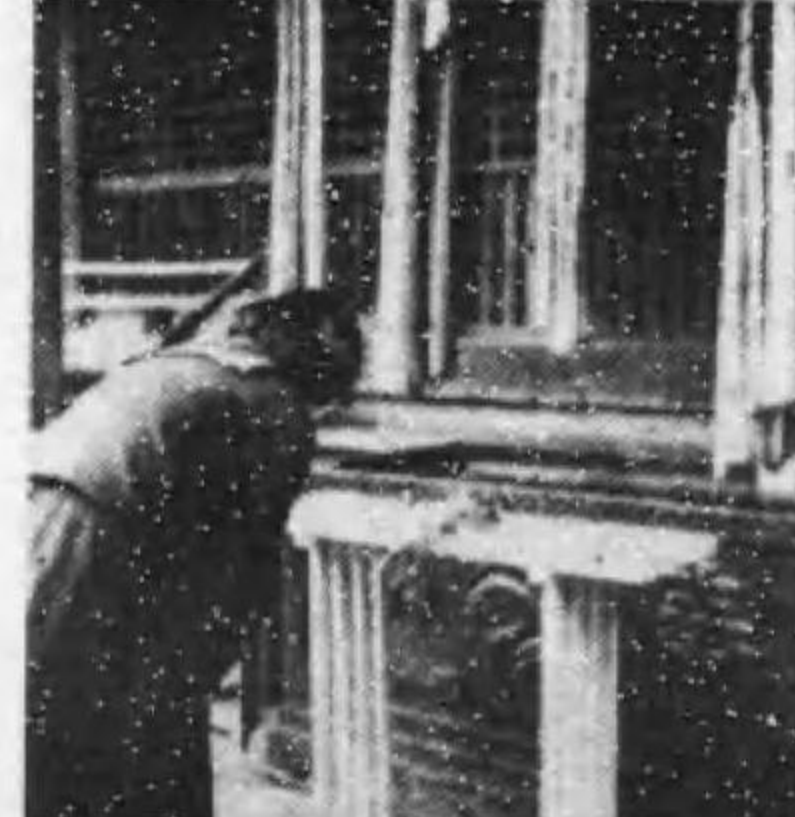
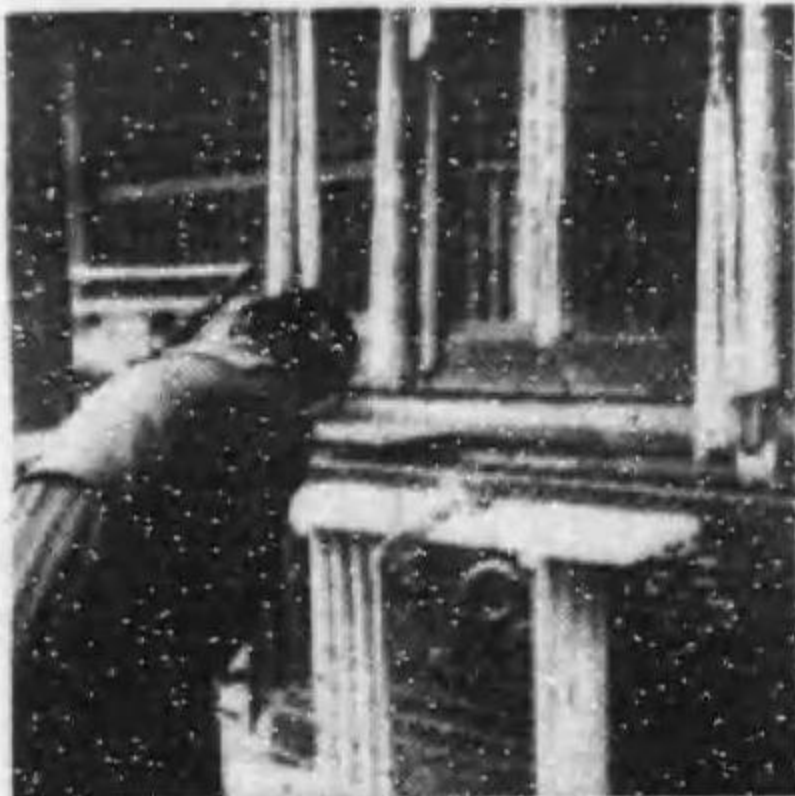


二拜

二拍

一拜

一拵



拜には資格服裝について規定がありません。帽子を持つたまゝ參拜する場合は右手ひだりに底ひだりを持つて内側を右股につけ神前に進んで拜を行ひます。玉串奉奠の場合には帽子を左脇にはさみます。團體で參拜する場合は、一同神前に整列し代表者一名正中の拜座(普通の場合は拜殿の階下)に進んで拜禮を行ひます。代表者が玉串を奉奠する場合は先づ奉奠して拜禮を行ひます。一同は代表者と共に自席で列拜を行ひます。神社遙拜はその方に向つて式場をしつらへ、參拜の場合と同様に拜禮をします、團體の遙拜の場合は團體參拜の禮によります。

形式は左程氣にせず落付いて心から拜すればよいのであります。神葬の場合に行ふ拍手は忍手しのびて(音をかくす)とします。神社の前を過ぎるときには敬禮をいたします。忌中の者は參拜を遠慮いたします。

三、佛前拜禮

佛前で一禮し、更に進んで合掌いたします。退いて又一禮します、焼香する場合には、一禮して香爐の臺まで進んで合掌、焼香を一回して合掌、退いて又一禮いたします。

焼香は解釋の方法によつて一回、二回、三回するところがあります。心からの焼香であればよいので、形式にとらはれてはいけません。

四、途上で葬儀に遭つたならば柩ひつすに對して弔意を表します。

第七節 見送り

一、見送りに多勢の人が行き過ぎて、肉親の人にしんみりと別れさせないことは考へ物であります。かへつて出立の前に自宅などに挨拶に行く程度にしたいものです。

二、出征軍人の見送りの場合は多勢で行を壯さかんにしたいものです。

第四章 居常の禮法

第一節 家庭生活

一、衣服は正しく着用し、異様の風態ふうたいをせず又粗暴に流れない様にせねばなりません。化粧は目に立たない程にする。殊更につくり過ぎるのはよくない。又人の目につく所で化粧したり服装をなほしたりしてはいけません。弟妹に對して輕んじたり、高ぶつたりしてはいけません。

二、朝起きたならば、顔を洗ひ、先づ神佛に禮拜し、兩親に挨拶いたします。就寢の際も父母長上等に挨拶をいたします。

三、外出には父母長上の許可を受け、行先、歸宅の時間を告げねばなりません。

歸宅したならば挨拶し、歸宅の遅れるやうな場合にはなるべく早くその旨を告げねばなりません。

四、父母の外出、歸宅には必らず送迎をいたしたい。

五、家の内外の掃除、整頓は怠らず、物の置き方、履物の脱ぎ方等もなほざりにせず、食事前には手を洗ひ、なるべく一家團欒だんらん打ち揃つて致したい。

六、入浴の際は流し場や湯を汚さないやうに注意し、便所は使用後特に注意して汚れを留めないやうにします。

七、何時でも、何事にも落付いて、靜かにすべての動作が自然であることが大切であります。

第二節 坐り方、起ち方

一、坐り方、起ち方の要旨は落付いて靜かに、すべての動作が自然であることで



坐る姿勢

す。それでこそ其人の振舞ひは優雅となり、奥床しくもなるものであります。

二、坐るには片足の爪先つまさきを僅かに引き、又は出して靜かに膝を折り、片膝づゝ引くのです。そして兩膝を揃へてから靜かに腰を下すのです。上體は前に傾かない様、調子をとることが大切であります。

三、起つには先づ少し腰を上げ、次に爪尖を立て片足を僅かに踏出し靜かに立つて足を揃へる。この時も上體が前に傾かない様にするのです。

兩足を揃へたまゝ起つたり坐つたりする作法もある



坐る姿勢

が、この時は軽く片手をついて靜かにしないと上體が前や横に傾き易くなるものであります。この時手は膝の上に置いたまゝ起居することになつてゐま

すが、軽く下について起つてもよいのです。

第三節 歩行及途上

一、歩くのに室内・廊下・階段で足を引きずつたり、足音をたてたりせず、静かに歩く。靴の時は爪先にやゝ力を入れて音のしない様に心しなければなりません。



正しき姿勢の歩き方

均してゐなければなりません。

歩き方にも個性がありますが、結局美しく健康に見える歩き方を自分で研

ません。

二、歩くのには腰を据ゑ、膝を伸し、胸を張り、姿勢を正しく、脚を開かない様にし、一直線の上を歩く様な氣持で歩くと美しく見えるものであります。殊更に手を振らず、歩幅、速度共に左右の足の運動も平

究したいものであります。

三、座敷を膝で進退する膝行には、先づ跪坐して膝と爪尖とで静かに進み又は退くのであります。坐つてゐる人に對しては、數歩手前で止り、跪坐して後改めて膝行して進み出るのです。起つ時は一旦跪坐を



膝行

して膝行して、少し退いてから立ち上るのであります。

四、方向を變へるのには、立つてゐる場合は、先づ向はうとする方の足を斜め後に引き、體を其方にまはす。これに他の方の足を一旦揃へて最初の足から歩き出すのです。或は一方の足を斜後に引き、體を其の方にまはすと共に他方の足から踏み出すのです。

坐つてゐる場合は先づ跪坐をして向はうとする方の膝を少しく浮かせ、他の

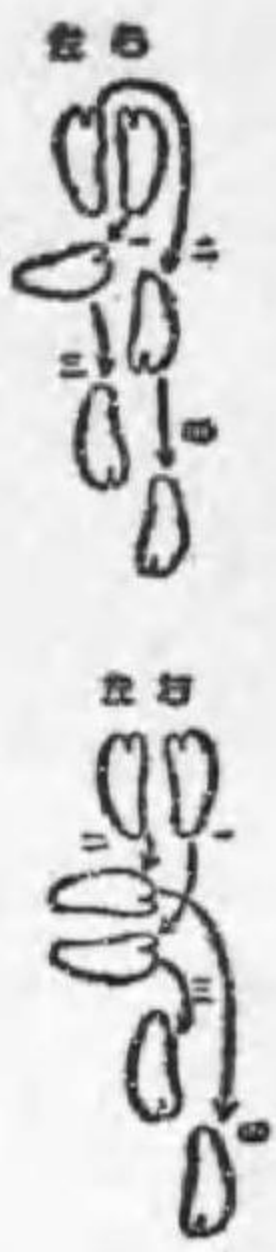


右廻りの仕方



左廻りの仕方

方の膝で押すやうにして體をまはす。適當な向むきまで來たところまで止めて立つて歩くのです。向を變へる場合に上座に後を向けないやうにするの



で、場所に應じて左にも右にもまはるのです。普通の場合には軍隊式の廻れ右はしな

い。坐つたまゝ向を變へる際に膝頭が開かないやうにし、又餘り高くならな
いやうに注意せねばなりません。

五、道路で放歌、高聲、口笛等を慎しみ、懐手やポケットに手を入れたまゝで歩かぬ様に、又特別の場合の外走らぬ様にするのです。

六、左側を通行する。三人以上横に並んでの通行は迷惑になる。長上との同行の



長上と同行

場合は、少し後から、又並ぶ時は左側に随ひ、道路では車道の側に並び足並を揃へるのです。

七、他人と同行した時、同行の人が知人に挨拶した場合は對手が未知でも禮をします。長上と同行した時、長上に禮をしても、對手が未知ならば、

禮をしないで會釋に止める。先方が長上と同輩又は長上より地位の高い人の場合には敬禮いたします。

長上と同行の場合自分の知人と會つた時は會釋に止める。道で長上と出會つた際は數歩前に立ちどまつて禮をします。

八、人に災厄や失敗のあつた場合は助ける必要のない時は、恥かしい思ひをさせぬ様に見向かぬがよい。人とすれ違つた時に振り返つて見ないで欲しい。又人を注視することも不作法であります。

第四節 部屋の出入



ノックする



襖を開ける



ノックする



襖をじめる

一、他人の部屋に入る時は一應ことわり、許しを得てから入るのが禮であります。ことわつても返事がない場合は、入つてよいか悪いかは常識で判断してなすのがよい。

二、襖ふすまや障子ひすまづは坐つて或は跪ひざまづいて開閉するのです。諸流禮法にこだはらずに、

たゞ姿なり動作なりが醜みにくくならない様に注意と工夫とがいらす。人の坐つてゐる部屋、目上の人の部屋、さては自分の部屋、召使の部屋等と判断して

開閉致さねばなりません。



開ける



自分の部屋の出入

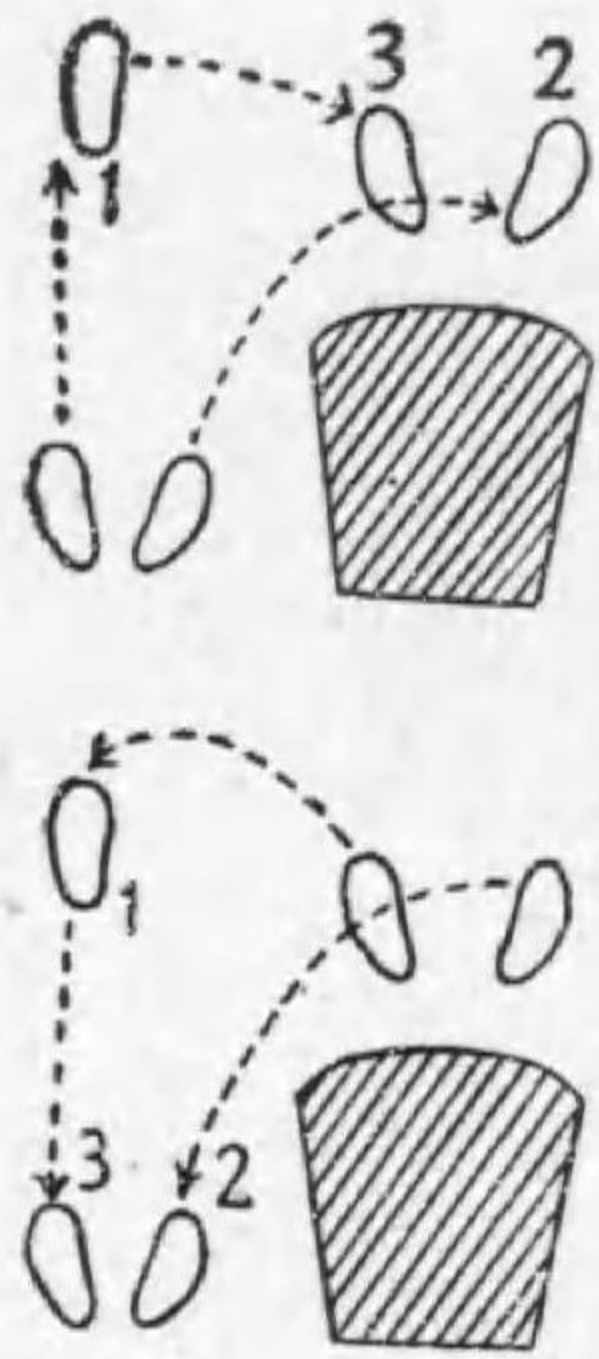
三、ドアは静かに、開けよいやうに開けて結構であります。部屋に入つてのお辭儀は、ドアを静かに閉めてから軽く一禮を致します。この時は閉めてから後に禮をする方が落付きがあります。それから進んで禮を致します。長上に對しては次の間又は敷居際で一禮を致します。一寸した用事ですぐ部屋を出る場合は、事務室等では開けたまゝで一禮して用をすませることもあります。室に入つたときに、先客があれば敬禮いたします。その室

に主人がゐれば、先づ主人に、次に先客に敬禮します。

四、神前佛前、長上の前、床の間や、貴重な物の前では、數歩前で一旦止り、改めて進み出る様に致します。尊敬の意を表すためには餘り間近に進み出ては失禮になるからいけません。

第五節 姿勢

一、立つた姿勢は兩足を揃へ、足先を程よく開き、上體は正しく保ちます。兩腕は自然に垂れ、頭は眞直にし口は閉ぢ前方を正視いたします。



二、椅子は普通左側から掛けます。起つときは左側に出ます。しかし都合によつては右側からでも差支へはありません。起居するのに一々椅子の凭掛りに手を掛ける必要

はありません。姿勢さへ崩れなければよいのです。

三、椅子の正しい姿勢は、成るべく深く腰をかける。

浅くかけた形は見苦しいものです。兩足はそろへ、足さきを程よく開き、上體を正し、頭を眞直にし、前方を正視して、兩手を股の上に置き、手は軽く組んでもよいのです。

四、座布団に坐る場合は、座布団をそのまま動かさずに乗る。座布団を決して引き入れてはなりません。

五、坐つた正しい姿勢は、兩足の拇指を重ね、兩ひざの間は、女は成るべくつけ、上體を眞直に、頭を正して前方を正視するので、兩手は膝の上いきちんと組合せて重ねると感じのよいものであります。



正しい姿勢



左足を一步出す



坐した姿勢

六、訪問の場合、日本間ならば、「失禮します」と言つて、婦人も許しを得て、多少膝をくづすのは差支へありません。たゞ不作法にならぬ様にせねばなりません。坐る場合は洋装で行かぬがよいのです。和服の場合だと人前ではきちんと坐らねばなりません。



膝をくづして坐る姿勢

七、座布団(茵)は目上の人よりも先に敷かぬことです。椅子に掛けるのにも同じです。又一通り挨拶をしてから敷いたり、掛けたりいたします。目上の人が部屋に入つて来た場合は座布団から下り、椅子から立ち上つて迎へるのです。挨拶をする時も、座布団から下り、椅子から立つのです。一應挨拶してから目上の人の勧めに従つて上るのであります。



座布団を下りて挨拶

す。對手が目下の人でも、先方が立つて挨拶して居るならば、此の方も必ず立つて挨拶すべきであります。長上と應待するときには半座(下座に片膝を下すので)することもあります。終つたならば、元の座に復してよいのです。

してよいのです。

第六節 上座と下座

一、日本間ならば床の間のある方が上座で、床の間がない場合は、普通入口から遠い方か、さもなければ部屋の正面が上座であるのです。洋室では壁爐のある方が上座で、壁爐のない場合は入口から遠い方か、正面と思はれる方が上座であります。

二、二人並ぶ時は西洋流でありますと、現在多くは右(向つて左)を上座といたします。日本流では左(向つて右)が上座であります。

三、御眞影奉掲は、天皇陛下は拜して左に奉掲し奉り、皇后陛下は拜して右に奉掲いたします。天皇陛下は常に中央に御座をお置き遊ばします。

四、お雛様は日本流には親王様は左側、(向つて右)に、妃殿下は向つて左に並べるのが本當であります。

五、軍隊や西洋では右(向つて左)を上と致します。

六、自動車に乗る時は、長上の人を右に、次の人を左に、自分は眞中に腰掛けるのが正しいのです。乗る時は長上の人、次の人、自分の順に、降りる時は目下の者から降りるのであります。



目上の者を先に



目下の者から下りる

第七節 室内の動作

一、物をまたいだり、踏んだりいたしません。敷居・畳のふちを踏まない様に、物品は手で寄せるか、或はよけて通るのであります。

二、坐つて居る人の前は、なるべく通らぬ様にして後方を廻ります。やむを得ぬ時は許しを得るなり、挨拶するなりして通ることです。

三、人との應待、物の受渡しの場合には、坐つてゐる人には坐つてするのであります。

四、スリッパを履いたまゝ、部屋の外へ出たり、人前に出ることは失禮であります。

五、学校の教室・公會堂・劇場・映畫館・公衆食堂等の室内に男子の入る場合は、必ず帽子を脱がなければなりません。事務室・食堂に入るときは手袋も脱ぐのです。正式の手袋はよいのです。

第八節 廊 下

一、廊下は靜肅第一に歩くことです。大聲は禁物であります。

二、目上の人には一日中、度々會ふ場合も、その都度會釋して通ります。廊下で



階段で通過を待つ



階段で通過を待つ

は左側に止まつて會釋して通過を待ちます。階段では初めの二段位ならば、下に引返へし、上ならば上に引返へし、途中ならば左側に

よけて會釋して通過するのを待ちます。

三、廊下で目上の人を追ひ越すことは、出来るだけ避けます。止むを得ない場合は會釋して越さなければなりません。

- 四、人と行き違つた場合、ふりかへつて其の人を見るのは甚だ失禮であります。
- 五、會社・病院・百貨店などの廊下、玄關などでは、帽子・外套・手袋など脱がなくてもよい場合もあります。

第五章 服裝の禮法

禮法では服裝を重く見ます。威容を正し、容儀を整へるため場合々々に適當した服裝をすることが大切であります。華美や贅澤は禮の精神に反しますし、野卑、粗野又は異風は品位を傷つけるものであります。即ち簡素、清潔、端正を旨とします。私達は禮法の心を心とせねばなりません。

第一節 男子の服裝

男子と女子とは違ひますけれども、用ひ方の精神は兩者は少しも變りません。

場合々に適當した正しい服装をすることは大切なことであります。
次に述べます服装の分類や着用は、規定されてあるもの、又一般に認められて居るものであります。

一、服装の分類

1. 禮服

イ、公式の禮服

大禮服

(參賀・宮中諸儀式着用)

通常禮服(燕尾服)

(參賀・諸儀式着用)

通常服(フロツクコート)

(拜謁・諸儀式着用)

國民服(禮裝)

制服

ロ、一般用の服



(略服)

2. 平常服

イ、和服

外出着

平常着

ロ、洋服

外出着

平常着

二、禮服の着用

第一節 男子の服装

		(燕尾服)		(タキシード)	
帽子	シルクハット (服喪ハ黒羅紗又ハ黒紗ヲ 中帯ニ捲ク)	シルクハット 山 高	黒羅紗	シルクハット	
上衣	黒羅紗 (服喪ハ同前左腕ニマトフ)	黒羅紗	黒羅紗	黒羅紗	
ズボン	黒羅紗	縞 (喪ニハ黒ヲ用フルコトアリ)	黒羅紗	黒羅紗	
チョッキ	白リネン (儀式ニハ黒羅紗)	黒羅紗	黒羅紗	黒羅紗	
シャツ	ホワイトシャツ	白リネン(夏)	白リネン	白リネン	
カラー	立襟又ハ折襟	ホワイトシャツ 立襟又ハ折襟 ダブルカラー	結ビ下ゲ (白、黒ノ蝶形ヲ用ヒナイ、喪 ニハ黒ニテ結ビ下ゲ、ネクタ イピンヲ用ヒナイ)	ホワイトシャツ 立襟又ハ折襟	
ネクタイ	白蝶形	結ビ下ゲ	黒蝶形	黒蝶形	
手袋	白革	茶又ハ鼠革 喪ニハ黒又ハ鼠革	白革	白革	
靴	黒エナメル	黒革	黒エナメル	黒エナメル	
靴下	黒	黒	黒	黒	

外套 黒無地

無地物

黒無地

- (一) モーニングの上衣のボタンはかけることかけないことは随意であります。
- (二) モーニングの胸ポケットに白ハンカチは入れても入れなくても自由であります。正式のハンカチは麻ハンカチであります。
- (三) 今日燕尾服・タキシードは餘り着用されず、フロックコートもすたれて、殆んどすべての禮儀の場所にモーニングコートが使用されてゐます。
- (四) 燕尾服はもとく、フロックコート・モーニングコートも勳章を佩用してよいのです。
- (五) フロックコート・モーニングコートには折返しのスボンを着用せず、ソフトカラー・白手袋・赤革の靴・帯革も用ひません。
- (六) フロックコート・モーニングコートのネクタイは蝶形を用ひません。色物結下げとし、黒ネクタイは喪服の場合に限ります。

三、背廣の注意

- (一) 背廣は三ツ揃が正式であります。暑い時はチョッキを着けないこともあります。その時はズボン吊が見えない様に帶皮をしめるのがよいのです。西洋ではズボン吊を見せるのは失禮になつてゐます。
 - (二) 靴下は色、縞何れもよい。シャツ・カラーも色、縞何れもよいが、襟・袖口の黒く汚れぬ様洗濯しておかなければなりません。
 - (三) 上衣のボタンは外しておいても、掛けておいても隨意であります。
 - (四) 上衣・チョッキが黒、縞ズボンの着用はモーニングの代用に使われて居ります。又、黒や紺無地の三ツ揃の背廣で黒靴・白シャツといふことならば、大抵の場合に差支へありません。
 - (五) ネクタイの變色したものの繩の様によれたものは見苦しいものです。
- 其他の注意

- (一) 帽子を阿彌陀あみだに被かぶつてはいけません。
- (二) オーバーのボタンは必ずかけておかねばなりません。
- (三) モーニング・フロックコートなどで手袋をはめるのは室外に限り、室内では必ずぬぐうのです。軍服の際は手袋をつけることが正式の儀禮であります。

和服の着用

(禮)

(服)

(略式禮服)

上着	(冬) 羽二重、黒、五ツ紋 (色變りを用ひることあり)	(夏) 絹、黒、五ツ紋 (淺黄、生平 <small>なまひら</small> でもよい)	無地物(黒を除く) 又は縞 (つむぎ、木綿地)
下着	羽二重、白 (茶又は鼠 <small>ねずみ</small> でもよい)	用ひない	白以外のもの
襦袢	白 (下着の共色でもよい)	白	白以外のもの

帯	角帯 (兵兒帯でもよい)	同上	同上
袴	縞、襦のあるもの	同上	同上
羽織	羽二重、黒、五ツ紋 紐は白 (生地は紬、木綿を用ひることがある)	絹又は紗、黒、五ツ紋 紐は白	黒五ツ紋又は三ツ紋 紐は色もの
扇子	白	白	きまりなし 持たないでもよい
足袋	白	白	白、紺
履物	草履	草履	草履

- (一) 人を訪問し、人に接したりする場合には着流しでなしに、袴を着けるのがよいのです。
- (二) 暑中でも肌着を用ひず、又は素足のまゝで人を訪問したり、長上の客に接したりしてはいけません。
- (三) 商人は前垂掛け、職人は半纏、股引でも、きちんと整へてゐればよいので

す。

- (四) 禮服は職業によつて變化があります。質素、簡素と粗略、不作法と混じてはなりません。
- (五) 喪服は禮服と同じであるが、喪章を用ひないのです。

四、國民服

國民服令として昭和十五年十一月一日勅令が發せられ、國民一般の服制が定められたのであります。國民服は流行や好みで自由勝手に作らるべきものではなくて、勅令で制定された型の通りに作つて着用するのが國民の義務であります。

日本の服装は餘り複雑になりすぎてゐるので、もつと簡便にして、平常の生活にも、諸儀式にも、亦事のあつた際は第一線の戰場にも、すぐに役立たせることを目標として、二千六百年來の日本の傳統を重んじ、諸外國の服装のよさも加味して作られたものであります。從來背廣服其他の平常服に着用した場合に着用す

るのを例とし。國民服禮装は禮服を着用した場合に着用するのを例とします。

國民服は上衣、中衣、袴(ズボン)の一揃ひからなつて、甲號と乙號の二種に定められ、色は國防色と制定せられてをります。

甲號は背廣に代るものであり、平常は襟を開いたまゝ着ますが、儀式用には襟を立て、釦をかけて國民服儀禮章を佩用し、國民服と共に定められた烏帽子型の國民服帽子をかぶり、手套(手袋)は白、靴は黒の短靴を用ひます。

いろ／＼の儀式の際に燕尾服・フロックコート・モーニングコートと同様に出場出来ます。地方行幸啓の奉送迎、拜謁等にも使用を差し許されます。

乙號は從來の團服に似てゐて、簡単な服装であります。

甲號にも乙號にも中衣があります。上衣の下に着るものでありますが、上衣をぬいで、これ一枚、平常着として着られます。それは非禮ではありません、經濟的にも保健的にも非難のあつたカラー・ネクタイ・チョッキは廢止することが出

來ました。

平常用の帽は戰鬪帽(陸軍略帽)またはそのほかのものを用ひることも自由とされてゐます。國民服儀禮章は平常着の國民服をすぐに眞面目な禮服に改めるために用ひ、嚴肅、敬虔、鄭重な精神を表すもので、冠婚葬祭など一般の儀禮のときに用ひます。

第二節 女子の服装

服装の分類

1. 禮服

イ、公式の場合

洋服 大禮服(マントドクール)(拜賀、宮中諸儀着用)

中禮服(ローブデコルテ)(參賀、宮中諸儀晚餐會着用)

第二節 女子の服装

通常服(ローブモンタント・ヴィズイディングドレス)(拜謁、宮中諸儀
饗宴着用)

喪服

和服 禮服(袴袴)(拜賀、宮中諸儀着用)

通常服(袴袴)

喪服

ロ、一般の場合

洋服 イヅニングドレス(晩餐會、夜會着用)

アフタヌンドレス(儀式、訪問、饗宴着用)

喪服

和服 禮服(白襟紋附)(儀式饗宴着用)

訪問服(縫紋の類)(訪問、饗宴着用)



喪服

2. 平常服

イ、洋服

外出着(ワンピースドレス・レデイーススーツ)

平常着(レデイーススーツ・ツーピースドレス・ワンピースドレス)

ロ、和服

外出着

平常着

婦人和服の着用

禮服 (白襟紋付)

上着 (冬) 物 (夏) 物 (訪問着) 喪服
縮緬 縮、縮縮緬 色變り裾模様 黒無地

第二節 女子の服装

下着	羽二重、縮緬 白・色變りには共 色	絹又は練 <small>ねり</small> 白	白以外	白
襦袢	白襟・色變りには 色物	白・絹・縮緬	白以外	白
帯揚	丸帯	丸帯	丸帯袋帯	黒・丸帯
帯留	白 白・丸紵 <small>まるぢゆ</small>	白 白・丸紵	白以外	白
足袋	白	白	白以外	白・丸紵
履物	草履	草履	草履	白
扇子	白又は塗骨 帯に挟む	白又は塗骨 帯に挟む	草履	鼻緒は白又は黒が よい

(一) 禮服の場合、身分の高い人の前では、正式の場合には、羽織を着てはいけません。訪問服を略式禮服として儀式等に用ひる際には羽織を著用しな

- い。訪問の場合などには差支へない。縞物でも羽織をつけぬがよいのです。
- (二) 紋附の着物に袴をつけて禮服とする學生は、靴をはくことを禮とします。
- (三) 薄物を着るときは、襦袢、肌着に注意して下着を完全にし全體に肌の見えない方がよいのです。輕装の場合注意せねばなりません。
- (四) しごきや、細幅帯等のまゝで人の前に出たり、肌着なし、素足で人を訪ねたり、客に接するのは失禮であります。

婦人洋服着用

イヴニング ドレス	絹	(服地)	(色)	(袖)	(衣)	(帽子)	(手袋)	(靴)	晚餐會、夜會
アフタヌーン ドレス	絹又は薄地 の毛織物	適宜	淡色	ごく短 いか又 は無し	胸は廣く 開用ひず	白 革衣と同 色	長さも 又は類 似	黒又は色 絹製	午餐、午後の外出

毛織物	適宜	コートとス 用ふ	隨意	黒又は色 の革	午後の外出訪問、 午前の外出には絹 物を用ひない
ワンプリース ドレス	薄地	コートと一 枚の布地	隨意	同右	午前中の外出訪問
レディース スーツ	主として毛 織用	コートと揃 ひのもの	隨意	同右	
ツイピース ドレス	コートは多 く薄地スカ ートは毛織 物など	ブラウスに 用ふ	隨意	同右	家居、事務

一、婦人の洋服には種類が多く、又型も様々あり、洋服に對する常識の足りない結果からも、禮法の亂れも多い様です。例へばアツバツバーに近いもの等正式洋装の中に入れては考へません。あれは西洋寢卷の一種であります。外出する時、人に會ふ時は、ちやんとした洋服でなければいけません。

婦人が洋装で晝間外出するには、必ず帽子を被るのが禮であります。

二、婦人の帽子は裝飾品でありますから人前で帽子をぬぐのは失禮であります。

ぬぐならば「失禮いたします」といつてぬぐ位にいたします。

日本間でも「失禮します」といつてぬぐのが正しいのです。神佛を拜する場合にも、正式の洋服の場合には帽子をとらない方がよいのです。これ正式の場合には皇室儀禮でもとらないからであります。珍妙な帽子は正式の婦人帽ではないからとらなければなりません。

劇場・映畫館・公會堂など、後の人の邪魔になる時は脱ぐのがよい。男女共に制帽は室内で必ず脱ぐべきであります。

三、普通の婦人の外套は、普通の室内でも、食堂でも着てゐて差支へありません。レインコートは脱ぎます。手袋は普通は部屋の中ではとります。たゞ禮装の場合の白いキットの長い手袋は脱がなくてもよいのです。

四、改つた場合にはスエーターの類は用ひません。

紀元二千六百年式典 次第及參列者心得
紀元二千六百年奉祝會

三、服裝ハ左ノ通

(一) 男子

1 一般

イ 勳一等級以上

「フロックコート」又ハ「モーニングコート」、帽子ハ親任官以上並ニ貴族院議長衆議院議長
ハ必ズ「シルクハット」トス

ロ 高等官一等級以下

「フロックコート」若ハ「モーニングコート」、服制アルモノハ之ニ相當スル服又ハ紋附羽織
袴、其ノ他禮ヲ失セザル服裝トス

2 武官ハ軍裝トス、勳章記章全部佩用

(二) 女子

「ローブ・モンタント」又ハ白襟紋附、其ノ他禮ヲ失セザル服裝トス但シ勳一等級以上ノ參列者
ノ夫人ハ必ズ「ローブ・モンタント」又ハ白襟紋附トス

- (三) 朝鮮服及臺灣服等ニ在リテハ以上ノ諸服裝ニ相當スルモノヲ妨ゲズ
- (四) 武官ヲ除キ昭和十年十月九日内閣告示第四號及昭和十五年七月十九日内閣告示第九號ニ依リ
定メラレタル服裝著用ノ場合ハ勳章記章及褒章佩用セラレタシ

記

◎昭和十五年七月十九日

内閣告示第九號

功三級勳三等以上ノ勳章ハ宮中關係ノ事項ニ付特ニ指示アリタル場合ヲ除クノ外當分ノ内時宜ニ依リ通
常服(男子ハ「フロックコート」又ハ「モーニングコート」女子ハ「ローブ・モンタント」)ニ之ヲ佩用スルコト
ヲ妨ゲズ但シ頸飾又ハ大綬ヲ以テ佩ブル勳章ハ其ノ副章ヲ佩用スルモノトス

◎昭和十年十月九日

内閣告示第四號抄

功四級勳四等以下ノ勳章及記章褒章ハ宮中關係ノ事項ニ付特ニ指示アリタル場合ヲ除クノ外時宜ニ依リ
男子ハ通常服(「フロックコート」又ハ「モーニングコート」)又ハ紋附羽織袴、女子ハ通常服(「ローブ・モン
タント」)又ハ白襟紋服(朝鮮服及臺灣服等ニ在リテハ以上ノ諸服裝ニ相當スルモノ)著用ノ節衣服ノ左肋
ニ之ヲ佩用スルコトヲ妨ゲズ

第六章 言語應待の禮法

第一節 言葉遣

言葉遣といふのは、閣下・殿・様・君などの様な敬稱と、人と交際する上に、相手の人と場合とによつて敬意を表して使用する語法の形であり敬語のことです。

この敬稱と敬語の用ひ方の原則は、他人の物、他人のことには敬稱、敬語を用ひ、自分には用ひません。同輩には時には用ひないことがあり、目下の者に對しては用ひません。この使ひ方を誤れば非禮になります。又正しい日本語ともいはれません。

言葉遣に内の用法と外の用法とがあります。内の用法とは家庭・役所・會

社・病院・學校等で、外部と交渉を持たないで、内輪同志で用ひられる用法であり、外の用法とは家庭・役所・會社等が、外部から電話を受け、訪問されたりする受け答への用法であります。この二つの場合に敬稱、敬語の用ひ方に違ひがあるのであります。

一、言葉の要點は、その場合々々に適當した言葉を遣ひ分けることで、人前に出た場合、正しい言葉の遣ひ分けが出来ねばなりません。

二、公衆の前で用ひる言葉は、誰にも分る様に、正確な發音、言葉の正しい用ひ方に意を用ひることです。

第二節 三段の遣ひ方

一、敬語を正しく遣ふことの要點は、自他の區別を明かにするにあります。それで日常語は(一)目上の人に對する言葉、(二)同輩に對する言葉、(三)同輩以下に對す

る言葉の三段に分けて遣ひます。

更に目上の人に対する言葉の中から特に地位の高い人、長老等に一段と敬稱、敬語を用ひる場合があります。この場合は日用語は四段の遣ひ方となります。

二、目上の人からの言葉には、直ぐに「ハイ」と答へねばなりません。「エ、」は禁物です。

婦人は目上の人に対しては、「あります」「ございます」「参ります」「存じます」「遊ばす」「申します」「致します」の言葉が軽く言へる様にせねばなりません。「です」は禁物であります。

三、目下の者に対しての言葉は、簡単になるだけであつて、ぞんざいでは誤りであります。

第三節 自 稱

一、長上に對しては「私」を用ひます。「僕」は失禮、同輩、同輩以下に對しては「わたくし」「わたし」「僕」でよいのです。

二、特に身分の高い人には自分の姓又は名をいひます。「山崎はかう存じます」「山崎はどう致しました」と申すのであります。

第四節 他 稱

一、目上の人には官名、職名など呼ぶ場合が多いやうです。「課長さん」「院長さん」「婦長さん」「事務長さん」又は「先生」「あなた」等を用ひ、同輩以下は「あなた」でよい。相手の姓又は名を呼ぶのは特に親しい場合に限ります。

二、「先生」とも呼べず、適當の職名も見當らぬ時は「あなた様」が都合がよいやう

です。

第五節 第三者

- 一、目上の人の事を話すときは、その人が居らなくても、敬稱、敬語を用ひます。「かうおつしやつた」と申すのです。
- 二、自分の親・兄弟・伯父・伯母等近親のことを他人に話す場合は一切敬語を用ひません。「父はかう言つてをります」「母はかう申しました」、同輩に對する場合も近親に敬語を用ひません。使用人等の目下の者には敬語を用ひます「お母様がかう仰つしやつた」の様に申します。
- 三、目上の人のことを其の人よりも上の人に話す時は敬語を省きます。
- 四、妻が他人に夫のことを話すには姓を呼び捨てにします。

第六節 「御」用法

- 一、「御」の字の不必要の場合。
勅語、詔勅、令旨、拜謁、奉獻、納采、降嫁、新年宴會。
- 二、「御」の字を要する場合。
御親拜、御沙汰、御名代、御代拜、御影、御寫眞。
- 三、目上の人の物、行爲には「お」をつけます。
目上の人に對する場合——
お電話を拜借いたしました。
おさきになりましたか。
自分のことを言ふ場合——
電話をおつかひ下さい。
さきました。
- 四、言ひ易いために「お」をつけることがあります。
形容詞につける場合——お静かな方。

い も — おいも — 　　み送り — おみ送り
汁 — お汁 — 　　み 足 — おみ足

五、習慣的に「お」をつけるものと、つけないものとあります。

一般につけていふもの — 御飯、おみおつけ、おさかな、おひたし。

「お」をつけないでよいもの — 鯛、鯉、柿、梨、大根。

つれたりつけなかつたり — お汁粉、お饅頭、栗饅頭。

第七節 動詞・動詞用法

一、目上の人に對する場合、同輩及以下に對する場合には用ひ方がちがひます。

目上の人に對する場合
(特に丁寧な言葉遣)

知らぬ人、親しくない人に
對する場合(丁寧な言葉遣)

同輩及以下の人に對する場
合(普通の言葉遣)

○行きたう御座います

行きたいのであります

行きたいのだ

○行きたいので御座います

行きたいのです

行きたい

○おいで遊ばす

おいでになる

来る

○何々をしていただきます

何々をしてもらひます

何々をしてもらふ

○何々をして下さる

何々をしてくれます

何々をしてくれる

○本をいただきます

本をもらひました

本をもらった

○本を下さる

本をくれました

本をくれた

○存じます

思ひます

思ふ

○思し召す

お思ひになる

思ふ

○参ります

行きます

行く

○いらつしやる

おいでになる

行く

○いたゞく

たべる

たべる

○めし上る

おたべになる

たべる

○召す

おきになる

着る

○かしこまりました

承知しました

承知

○うけたまはる

おきゝする

きく

○やすみます

ねます

ねる

○御寢になる

おやすみになる

ねる

第八節 電話

- 一、電話は對手に向つてゐる心持でかけなければ感情を害することがあります。
- 二、先づ此の方の氏名をはつきりいひます。目上の人を呼び出す場合には必ず自分でかけねばなりません。そして自分が先に電話口に出ます。
- 三、切る時對手が目上の人なら先方が受話器をかけてから此方もかけます。
- 四、いつも明るい受け答へをします。やさしく、はつきり、言葉品よく答へます。
- 五、長い問答に互に遠慮して簡潔にすることが大切であります。
- 六、特別の場合の外深夜には電話をかけてはなりません。

第七章 書信の禮法

手紙は未知、未識の人に、ことわりもなく出したり、質問書として送つたりす

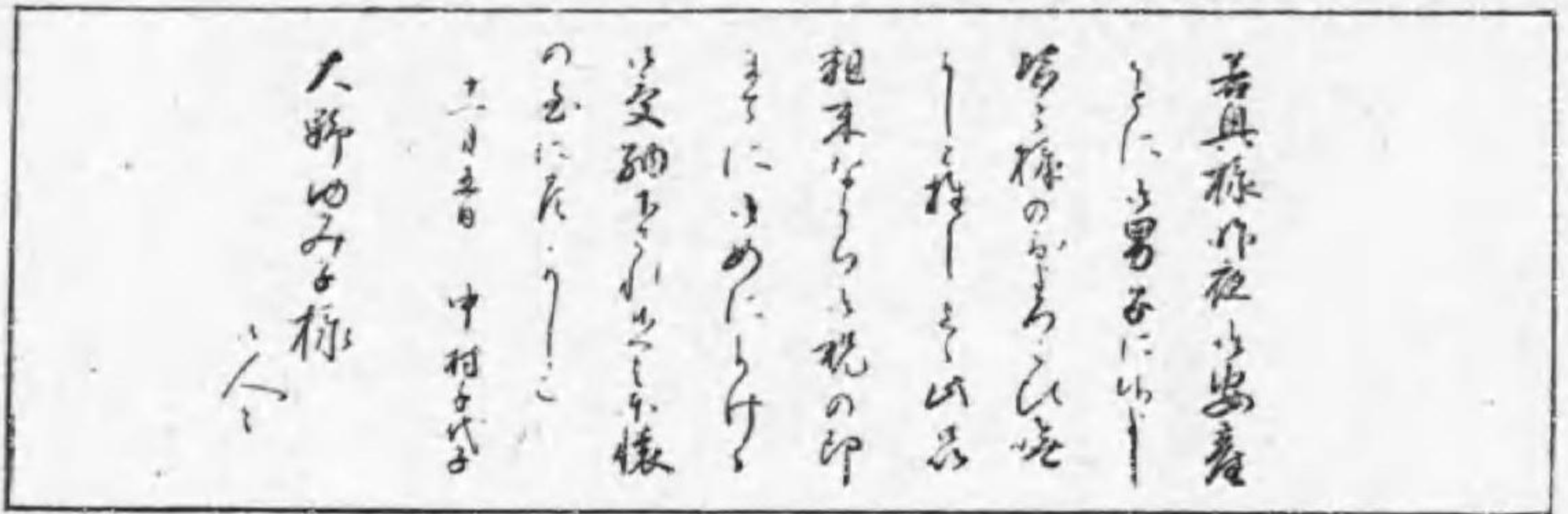
ることは、差控^{さしかか}へなければなりません。又手紙の禮を一通り心得てゐなければなりません。

一、自分の意志を明かに先方に通ずるためには、要領よく、簡明にして、敬意を失はず書くことと、見た目も整然と美しく書くことが大切であります。

二、卷紙の裏表に注意します。卷紙の外側が表です。

書始めを多くあけて、一と卷出来る程にして、そこに紙の繼目のないやうにします。最後の方は、比較的少くあけておき、天地のあけ方は適當でよいが、上の方を餘計にあけません。繼目の上に文字を書かぬことも大切であります。

人の名前、敬稱、官職名等が行の最下に來たり、二行



でよい等書き添へると親切であります。

- 八、喪中に付き年賀遠慮の葉書が来た人には、年賀状は出さぬのがよいのです。
- 九、電文は簡明を旨とし、失禮にならぬ程度には敬語を省いてもよいのです。
- 十、特別の外、電報や速達郵便が深夜先方に到着しない様にせぬばなりません。

第八章 訪問の禮法

第一節 問合せ

- 一、用向きの訪問は豫め都合を問合せて訪問するのが禮であります。約束の時間は正確に守り、訪問の用件は早く述べて長居をせぬがよいのであります。
- 二、目上の人など一寸挨拶にゆく場合は突然でもよい、これは玄關で自分の意志だけ傳へて來るのです。取次ぎを以てすませる訪問であります。古禮でも貴人

には直接言を交はさないで左右の人を通じて述べるのが正しかつた様です。一般に玄關で間に合ふ用事はその場ですませるのがよい、形式的でなく世間話でもして來たいと思ふ時には都合を聞いて行くのがよいと思ひます。

- 三、面識のない人には知人の紹介を得て訪問し、やむを得ない場合には手紙・電話などで先方の諒解を得てから訪問いたします、濫りに人を同伴してはなりません。同伴する場合にはあらかじめ諒解を得るのがよい。

第二節 時刻

- 一、時刻構はず訪問するのは失禮であります。例へば早朝、夜分、食事時の様な時刻です。通りがかりの挨拶、御機嫌伺ひの訪問でも時間を考へるのがよいと思ひます。祝祭日・日曜日・休息日はなるべく遠慮する。訪問するとしてもそれを念頭に置いて訪問するのがよいのであります。

二、止むを得ず食事時に訪問した時は、用向きだけで歸るがよいのであります。受けた方は、食事はまだでありますかとさく。この場合遠慮し過ぎるのも先方に迷惑をかけるものであります。

三、招待された時は出席、缺席を明かにし、出席の回答については約束を守り當日は指定の時間の十分前位に到着し時刻を嚴守することが大切であります。

第三節 服 装

一、訪問の種類により服装も一と通り考へるのがよい。即ち着飾るのではなくて、その場合々に適當な服装をして失禮にならぬ様にするのであります。

第四節 名 刺

一、取次ぎが顔知らぬならば名刺を出します。名刺を忘れた場合は何處の誰と明確に氏名を告げねばなりません。交際の廣い人を訪問したならば是非出さねばなりません。

主人が不在の場合は、自分の名刺の肩を折つて來れば本人が來た印になります。右の肩でも左の肩でも差支へはないのです。

小さな名刺や色模様や金縁のものを用ひるのはよくありません。普通の大きさがよいのであります。又名刺は印刷するのが普通であります。

二、名刺は目下の方から出し、出されたものはよく見て名刺入に納めます。交換した名刺は永く保存する筈でありますからその精神で納めます。單に姓名を知らせるだけの時は一見して後返戻することもあります。

第五節 玄 關

一、玄關は室外ではあるが洋室(室内)の作法に準じて行ひます。

二、襟卷、肩掛は玄關に入つてからとりず。歸る時も同様に内ですてから外に出ます。手袋は制式のあるもの(軍服の如きもの)以外は脱ぐべきであります。

婦人の外套は脱がなくてもよいのであります。

三、履物は家の中の方へ向いてぬいだまゝでよいのです。それを直すのが主人側の禮であります。しかし一旦上つた後自分で向きをかへて揃へて置くか、便宜上後向きになつて上ることもあります。帽子、手袋は玄關に置きます。手袋はポケットに入れておくこともあります。

四、お玄關で失禮しますとて、主人を玄關まで呼び出すのは本來は失禮であります。これは對手によつても違ひ、時間の都合でやつかいかかけないといふ生



靴をぬぐ



コートを着たまゝでよい

活の便宜的にする場合もあることはあります。

第六節 手土産

一、訪問に手土産は出来るだけ廢止したいものです。億劫に思はれたり、虚禮になつたりするからです。自分の家の柿・栗、故郷からの物などは情味あるが菓子屋で買つて行くなどは止めるがよいと思ひます。

二、贈物は包みのまゝ出してはいけません。風呂敷・袱紗はとつて出さねばなりません。

贈物は歸りがけ出してはいけません。最初に出すのです。直接主人側の人に差出してもよいが鄭重にする場合には直接でなく、女中等に渡した方がよいの



贈物を直す



贈物のすゝめ方

であります。

第七節 座 敷

- 一、室に入つて主人がゐれば先づ主人に禮をいたします。先客が居れば知らない人にも禮をいたします。
- 二、應接間に通された場合、目上の家でも腰掛けて待つてよいのです。主人が出て来るまで下座に適當に居ればよいのであります。立つてゐてはいけません。
- 三、日本間の場合、普通は布團の上で待つのがよいのです。主人が見えたらば下りて挨拶をいたします。
- 四、遠慮が過ぎては手敷と迷惑になるから一度は遠慮しても、主人にすゝめられた座に坐ることがよいのです。
- 五、次の來客が來ても座布團のない時は自分も下りてゐるのがよいと思ひます。

それは床しい心遣ひであります。

六、婦人一人の部屋に男子が、又男子一人の部屋に婦人が、近親の者以外は入らぬのが禮儀であります。用事は室外ですませるやうにいたし、已むを得ぬ時は障子を開放して對談いたします。

七、みだりに家具調度に手を觸れたり批評をしたりしてはなりません。應接室や食堂、事務室などは別であります。この心得と注意とは必要であります。

第八節 接 待

一、訪問を受け客に接するには第一服裝を整へます。長く客を待たせるのは失禮であります。面會の出来ない場合や、已むを得ず待たせなければならぬ場合にはねんごろに事情を述べて謝します。

二、訪問者に普通お茶とお菓子を出しますが、普通用談の客はお茶だけでもよい

のであります。

三、洋服で訪問した方には「お樂に」と言つて膝を崩してもらふがよいと思ひます。先方が喫煙家ならば「御遠慮なく煙草を召し上つて下さい」とすゝめるのがよいと思ひます。

四、先方の談話は意を盡くさしめ、自分だけ話し續けないことや、應接中なるべく脇見、書見、中座などしない様にいたします、決して他人の話に差出口したり、話の腰を折つてはなりません。

五、談話は順序よく、簡明に要領を述べ、話題に注意し、其の場合に應ずる話をなし、音聲は適度にし、早口、冗辯などつゝしまねばなりません。

六、人と應接中は不快、倦怠の様子を見せてはいけません。又應接中懷手をした
り、ポケットに手を入れたりしてはいけません。

第九節 紅茶・菓子・果物

一、特に招待した場合の外は茶若しくは茶に菓子を添へて進める程度にします。お茶は茶托又は茶臺に載せ、両手で持ち、客にすゝめます。盆に幾つか一時に載せて持つて出て進めてもよいのです。卓子では片手で持つてもよいのです。茶だけならば客の正面に、茶と菓子ならば、茶を客の右に、菓子を左に出します。

コーヒーの飲み方



二、紅茶を出すとき特にお茶に招待した場合の外は最初から注いで出してよいのであります。紅茶盆の上には紅茶・熱い湯・レモン・ミルク等を添へ、砂糖も初めから中へ入れずに添へておきます。

三、紅茶茶碗の把手は客に對して右に向けて出すのが



本當であります、西洋でも把手を右にして出します。大抵の人は間違つてゐます。受皿を左手に持ち、右手に匙を持つて、攪拌し、匙を茶碗の向側におき、左手で受皿を持ち右手に把手を持つて飲みます。食卓では受皿を置いたまゝ、飲めばよいのです。



四、食べにくい菓子は、出来るだけ要領よく上手に食べます。蒸菓子は箸で取り、皿のない場合は懷紙の上に取り、干菓子の類は手で取つてもよいのです。蒸菓子は添へてある楊枝又は小フォークで適當に切つて食べます。シュークリームは頭の皮を先に食べ、クリームの様子を見ながら食べるとよいやうです。

昔婦人は大福餅を懷中の紙を出し、かんぜよりをこしらへて結ぶやうにして切つて食べたとか申します。

梨・林檎等は切つてから皮をむくと都合よく、ネーブルは最初二つに割り更

に三つに割ると食べよいものであります。

サンドキツチは片手で持つて嚙つて食べてよいものです。ちぎつては中味が出るからです。クラブサンドキツチはナイフで切つて食べるのであります。

五、菓子皿にはティーナブキン又は紙ナブキン及びフォークを添へて置きます。ナブキンは指尖や口元などを拭ふに用ひ、フォークは菓子を取るに用ひます。

第十節 辭 去

一、歸る時自分の敷いて居た座布團を二つに折つて傍に寄せるのは失禮であります。

二、日本では目下の者でも送つて出るのが主人の禮であり、床しいことでもありますから座に長上のある場合の外は玄關まで見送ります。



よいを着て玄關

- 三、訪問者は歸る時、目上の主人側が送つて來ても、玄關で襟卷・コート・肩掛等をつけてしまつて差支へありません。
- 四、客が外に出た途端に笑つたり、大きくボタンとしめたりしては失禮であります。
- 五、客が辭去するのを強ひて引止めるのはよくありません。

第九章 紹介の禮法

第一節 其場の紹介

一、地位の低い方の人を地位の高い人に引き合せ、氏名・職業・自分との關係などを告げて紹介いたします。次に目上の人を「何々さんです」と紹介するのであります。同等の位置ならば自分に親しい人を先に紹介いたします。

西洋では普通は婦人に對して男の方を先に紹介いたします。

二、紹介された時は、お互に名刺を出しますが、地位の下の者から先きに出します。地位の高い方は必ずしも出さなくてもよいのです。

其時名刺は手渡ししても、机の上等に差出してもよいのであります。

第二節 書面の紹介

一、その人の氏名、紹介する用向きを認めておきます。

職業・略歴・自分との關係も必要に応じては書き添へます。目上の人に對しての紹介ならば、紹介したことを電話か、手紙かで豫め通して置くのがよいのであります。

二、紹介状は開封で渡すか、一度見せて封をするのです。

三、紹介状をもらったならば、豫め先方の都合を聞いてから訪問いたします。

- 四、紹介状をもらつた方に、訪問した結果を報告せねばなりません。
- 五、名刺で紹介するのは、極く親しい人に對する場合の他はしない方がよいのであります、目上の人には失禮になるからです。
- 六、紹介はみだりにしてはなりません。對手と用向きを考へ責任をもつてせねばならぬものであります。即ち姓名の通告ではなくして人格の保證となるからです。決して輕率にすべきものではありません。

第十章 物の受渡しの禮法

- 一、すべて受渡しは鄭重であつて、自然に手順よく、靜かに而も敏活なのがよいのです。
- 二、原則としては初めは自分の方に向つて持つて出て、渡す時に先方に向け直して差し出すのです。膳は最初から向ふにむけて持つて出るのがよいのであります。



同 (2)



双物の渡し方 (1)

- 三、立つてゐる人には立つて受渡し、坐つてゐる人には坐つて受渡します。目上の人が椅子に腰掛けてゐる時は、こちらは、立つて受渡しいたします。重い物、大きな物は一旦下に置いてから進め、小さい物や立つてゐる場合は直接手に渡します。
- 四、原則として受渡しは横からでなく、正面からいたします。しかし對手の都合で左からでも右からでもよいのであります。
- 五、最初に禮をしたならば、一々お辭儀をしない方がよい。最初一度したならば、あとは軽い會釋をする程度でよいのであります。

六、物の受渡しに大きい物、重い物は兩手でし、大體は片手するのが本體で、

他の空いてゐる片手は軽くそれに添へることもありますが、儀禮では男子は左手、女子は右手で持つが、日常禮ではどちらでもよいのです。



洋傘の渡し方



團扇の渡し方

洋傘・ステッキ・帽子は片手で渡し、正面からは渡しません。刃物は自分の方に向けて、先方が直ぐ柄を持つてゐる様に、團扇も同様にいたします。物によつては物の中程を両手で持つこともあります。手渡しをする時には片手を下について片手で渡すと受け易いものです。要するに先方が受取り易い様に、こちらも渡し易いやうにすればよいのであります。目上の人に對し物を進める場合には、運び出して、適當なところで一旦止つて、更に進んで渡すと尊敬の意味もあり、形の上からも丁寧であります。

普通の物は乳の高さ位に持つと形が整ひます、そして兩腋に卵を挟んだ氣持ちで持つと肘がつかずはなれず適當になります。

坐つてする場合は五六尺前で跪き膝行して進み、三尺程の所で持つた物を下におき、先方に向け直し前に正しく据ゑ、少し押し進め膝前五寸位の位置にします、受渡しの後退く場合には膝行して退いてから起つのであります。物を受けたり撤いたりする場合にはこの作法を逆にするのであります。物を取廻すには右手を物の向側の中程にかけ、左手を手前中程にかけて右廻はしにいたします。

七、臺や盆に載せて進められた時は、それごと受取ります。そして一旦退いて中の物をいたゞいてから臺、盆を返へします。

八、物を渡されたならば、先づ受取つて、それに注目してから禮を言ふのがよいのです。卒業證書を受ける時は、大體三步前に前進、一禮してから更に進んで

受取り、兩手でよし戴いて、三步程後退して止まり、證書を一度見てから敬禮して引下ります、靜かに廻るのに來賓の方に尻を向けない様に廻るのが禮であります、坐禮の時もこれに準じます。

第十一章 包結の禮法

第一節 紙・水引のかけ方

- 一、大抵紙に包んで贈ります。その紙には奉書、糊入檀紙がありますが、普通の贈物は何の紙でも紙に包んで出せばよいのであります。
- 二、改つた場合は奉書、糊入を二枚重ねて用ふるのが慣例であります。小さい物は一枚を二ツ折にして包んでもよいのであります。
大きい物は小蓋又は臺の上に紙を二枚敷いてその上に載せてもよいのです。

凶事の贈物の包紙は必ず一枚で、二枚重ねてはいけません。

包み方は普通は右前で包み、凶事には左前に包みます。

包み紙の上に普通は水引をかけ熨斗のしを添へます。

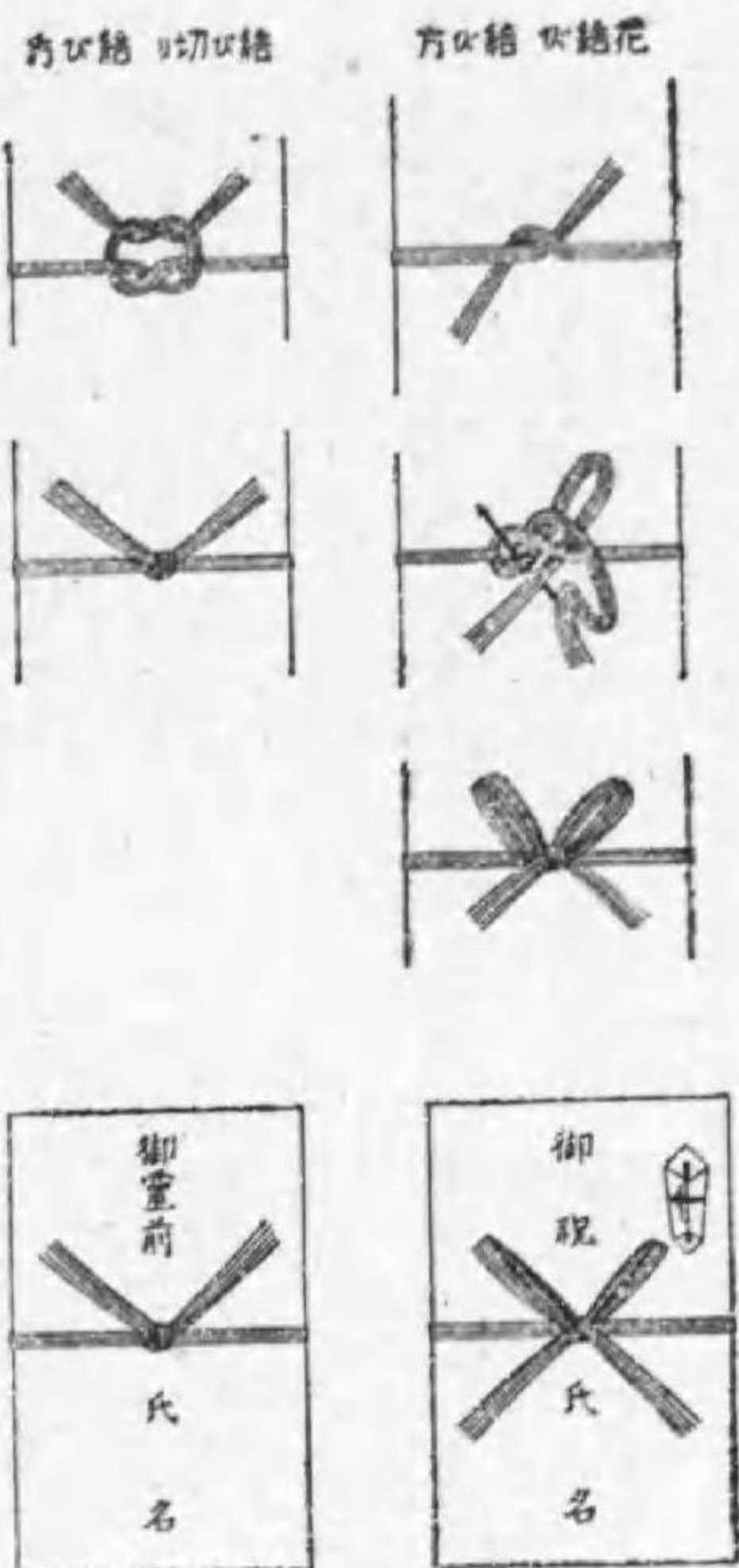
熨斗は昔添へた鮮魚・鳥・海草の代りに添へるものであるから、魚・卵・鳥・昆布・若布などには、熨斗をつけません。凶事には佛教の方から考へて熨斗をつけません。

三、水引は慶事其他普通の場合は赤白、或は金赤を使ひ、赤白の水引は赤が右、金赤の場合は金が右、金銀も金が右であります。

凶事の際は白、或は黒白の水引を用ひ、黒が右になります。

四、結び方は普通は大體兩輪に結びます(雌結び)又片輪な(雄結び)結びもする。結婚、縁組の場合及び凶事には結びきりにします。

五、簡略にした熨斗紙、熨斗袋は改つた場合や目上の人には用ふべきものではな



次の様に書くのであります。

謝禮の場合 (御禮、謝儀等)

吉事の場合 (御祝、御祝儀、壽等)

凶事の場合 (御霊前、御香奠(佛式)、玉串料(神式)等)

年始の場合 (御年玉)

歳暮の場合 (御歳暮等)

い。何れも略式であるからであります。祝儀袋も略式であります。

六、上書、包紙の中央上部に品目を記すか、或は贈る意味を書きます。例へば

餞別の場合 (御餞別)

歸宅安着の場合 (御土産等)

氏名は左下か中央の下に書き、改つた場合や目上に對しては名刺を添へるか別紙に書いて添へるのであります。

第二節 臺・袱紗・移り紙

一、鄭重な贈物は臺、小蓋、盆等に載せて出します。極くあらたまつた際は目録を添へるのが正しいのです。目録は奉書二枚を二ツ折にし、折目を下にして、左から折り、次に右を折つて三ツ折にいたします。

贈物の上に袱紗を掛けたまゝ出しません。受けた方は盆を返すのに移り紙とて、紙を入れて返しますが或は入れなくてもよいのであります。婚禮や凶事の際には移り紙は入れない方がよいのです。

贈答にはいろ／＼の場合がありますから考へてせねばなりません。へたに物を贈れば對手が迷惑いたします。殊に吉凶の場合には注意が必要です。しかし親しい人に心づいた物を持つて行くのは別であります。

第十二章 慶弔の禮法

第一節 服裝と贈物

- 一、慶弔には自ら訪問するのが禮であります。遠方、病氣の理由の時は代理を向け或は書面を以ていたします。これに對しては必ず答禮をいたさねばなりません。
- 二、着物が無いからとて遠慮する人があるなら、それは自分の心持を現しに行く禮を缺くこととなります。必ず禮服か喪服と限りません。それは出来るだけ

地味なものを着て行けばよいのであります。

- 三、禮服、喪服のある人は着けるのがよいのであります。生活の簡略化といつてもわざ／＼簡略にしない方がよいと思ひます。時變下に於ては或る程度の簡略はよいのであります。
- 四、喪服の上には喪章はいりません。
- 五、お悔み、お通夜には喪服を着て行くのがよいのです。
- 六、結婚縁組等はその形式や方法は如何様であつても、儀式萬端嚴肅を旨といたします。結納・支度披露は虚飾贅澤にならぬやうにしたいものです。
- 七、慶弔の贈物は誠意を表す適當なものにいたしたいものです。病氣見舞・お祝・凶事・葬儀の儀式・縁故の深淺・親密の程度等によつて考へなければなりません。過ぎたのは禮でありません。
- 八、葬儀・祭典・法要等は手厚く執り行はねばなりません。虚禮になつてはいけ

ません。

九、慶弔のお返しは本當は必要はないのです。鄭重に謝意を表すべきです。

今までの慣習で氣持が許さなければ極く簡単に志だけのものにしたいたいものです。

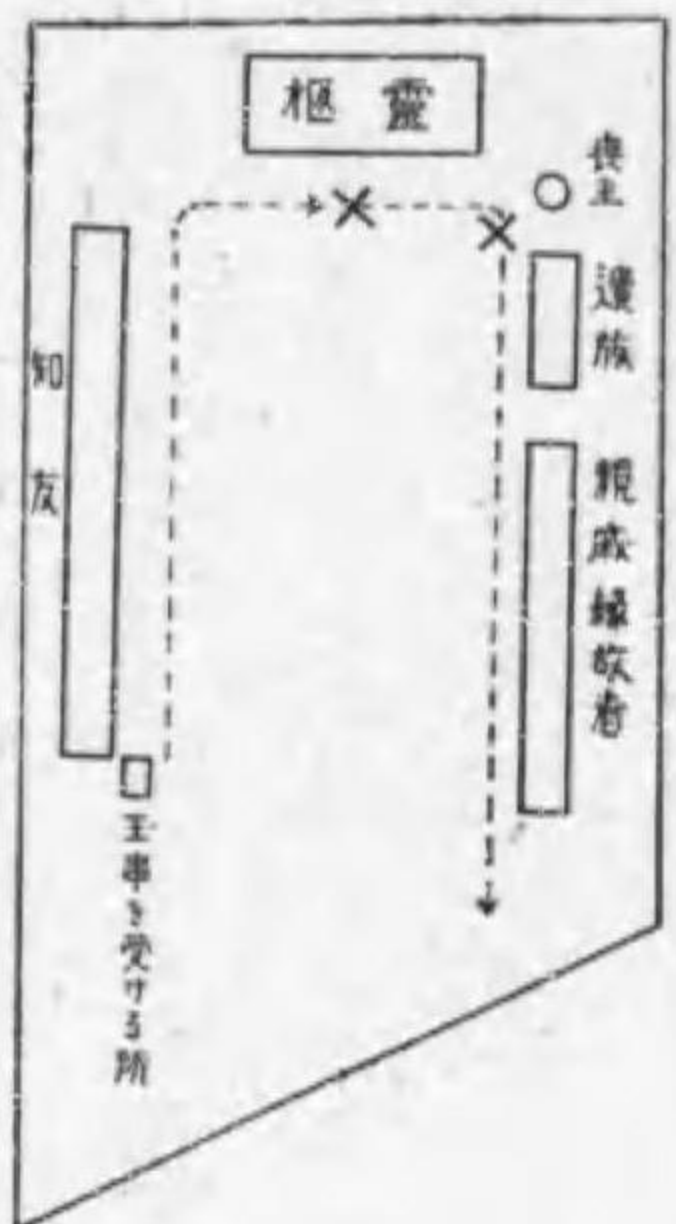
お返しに公共團體に寄附するのは、少しばかり宛お返しするよりも意義があることでもあります。

十、慶弔の通知は、親しい人、縁故のある人にだけ出せばよいのであります。弔問の答禮は忌明の後にいたします。

第二節 靈前の禮拜

一、悔みに行つたならば先づ靈前に拜禮し、それから遺族に挨拶するのが順であります。無論先きに遺族に會つた場合は遺族へ先きに挨拶しても差支へありません。

せん。



二、靈前に座布團が敷いてある場合は、敷いて焼香をしてもよいのですが、一體靈前には初めから座布團は敷いて置かぬのが正しいのであります。

三、遺族は客を送つて出てはいけません。これ遺族は忌服がかゝつてゐるからであります。

四、葬式や悔みの歸へりに他人の家を訪問してはなりません。殊にお祝ひの如きは慎まねばなりません。

五、告別式に行つた時は肩掛などを預り所に預け、受附に名刺を出し、式場に入ります。香典を持参した時は名刺と共に差し出します。

式場に入つたならば左から靈前に進みます。(神式ならば、神主から玉串を受

け)故人の關係者に軽い會釋をなしつゝ進み、靈前で焼香或は玉串を捧げて拜禮した後、喪主遺族の前に出て敬禮をいたします。それから親戚縁者に軽く會釋しながら退出いたします。

喪主には歩きながら頭を下げて行かずに立止つて敬禮をいたしますのが禮であります。お香は本来ならば自分で持つて行くのが床しいことでもあります。

第十三章 招待

一、招待は質素で、誠意を披瀝^{ひれき}し得るならばそれで結構であります。

二、招待には、その事由、日時、場所を豫め口頭又は書狀を以て通じます。招待状は遅くも凡そ一週間前までには發送致します。そして必要によつては正客、相客の氏名を通じたり、服装についても知らせたりします。

招待を受けたならば直ちに出席を明かに通じます。出席の旨を答へても、已

設席 來ル十一月十日

天皇 皇后兩陛下ノ 行幸 行啓ヲ仰キ奉リ

紀元二千六百年式典ヲ宮城外苑ニ於テ舉行

致候間御來列被下度御案内申上候 敬 具

昭和十五年九月十一日

内閣總理大臣 公 爵 近 衛 文 磨

神本 眞 久 徳 次

山 崎 博 敏



禮 儀 部 皇 帝 御 所 禮 儀 部 長 官

禮 儀 部 皇 帝 御 所 禮 儀 部 長 官 御 所 禮 儀 部 長 官

皇 帝 御 所 禮 儀 部 長 官 御 所 禮 儀 部 長 官

皇 帝 御 所 禮 儀 部 長 官 御 所 禮 儀 部 長 官

皇 帝 御 所 禮 儀 部 長 官 御 所 禮 儀 部 長 官

皇 帝 御 所 禮 儀 部 長 官 御 所 禮 儀 部 長 官

皇 帝 御 所 禮 儀 部 長 官 御 所 禮 儀 部 長 官

皇 帝 御 所 禮 儀 部 長 官 御 所 禮 儀 部 長 官

皇 帝 御 所 禮 儀 部 長 官 御 所 禮 儀 部 長 官

皇 帝 御 所 禮 儀 部 長 官 御 所 禮 儀 部 長 官

皇 帝 御 所 禮 儀 部 長 官 御 所 禮 儀 部 長 官

第十三章 招待

四、服装は招待の趣旨に適するやう注意し、清楚^{せいそ}を旨とすべきであります。

五、退出は正客の場合は、頃合^{ころあひ}を見て、先づ主人、主婦に挨拶して退出し、その他の場合は正客の退出を待つて退出いたします。已むを得ない時は

他の目に立たないやうに退出いたします。

六、應招後はなるべく早く禮に行くか、又は直ちに禮狀を出します。

第十四章 社會生活の禮法

會社の秩序を維持し、國民の團結をいやが上に強固にすることや、國民の品位を向上することは社會生活の禮法を實踐することから育成せられることが多いのであります。

それで戦歿軍人や傷痍軍人竝にその遺族や家族に對しては、常に感謝の念を失はないやうに奉仕の誠意を表して行きたいものであります。そして隣組との相扶和親とか、交通旅行や公衆との生活をする場合、公共物、道路公園に於ける社會禮法、さては外國人に對しての態度などは國民品格を全からしめる上に大切な禮法であります。

第一節 交通・旅行

一、乗車券・乗船券を求めるのにも、入場するとき、乗降するときにも、一列勵行を致します。乗降りは、一降り二乗り三發車の順序で、正しく敏活にいたします。座席は餘り廣くをとらず、荷物は網棚の上や腰掛の下に置き、大きな物や、不快を抱かせる物は持ち込んでなりません。

二、公衆道徳を守り、お互に愉快な旅行の出来る様に心懸けたいものであります。車内に於ては長上・年長者・傷痍軍人には席をゆずります。席をゆずられたときは挨拶せねばなりません。子供は親より先に席に掛けさせてはなりません。そして子供は如何に年少でも、席にかけさせることをさげ、立たせることは大切な第二國民としての訓練であります。

三、車内で人を振りかへつて見たり、人を注視したりしてはいけません。

四、脚を組んでゐたり、脚をなげ出して座席に掛けてはなりません。



一列 勵行

五、窓の開閉にも隣席の人に一應ことわつてからするのが禮であります。

六、高聲の談話・放歌とか口笛等は慎まなければなりません。

七、船車内では服装や態度に注意し、食堂に行くにも、飲食するのにも、見苦しくないやうにしなければなりません。又洗面所、車内、浴室等を汚さないやうに致します。



車内の坐り方

第二節 隣組と常會

隣組は隣保班のことで、隣保相互の間に親睦融和を増進し、相助けることを目的とする一つの單位のことであります。この隣組は一家であり、皇國一家の一單位であります。

この隣組相助をする組織が隣組であり、その隣組を運営する即ち所謂寄り合ひをする會が常會であります。

隣組の禮法

一、防空・火災・盜難等は協力して防がなければなりません。協力するためには、親しく交際しなければなりません。腹と腹とのまじはりでなくてはなりません。互に日常の挨拶を缺かさず事のあつた際は慶弔・慰問の意を表し、場合によつては進んで手助けします。

二、轉居した時は早く挨拶し、挨拶を受けたら答禮をいたします、蓄音器・ラジオ・樂器等必要以上大きく鳴らさないやうにせねばなりません。

三、共同水道、道路等相互に清潔にし、公共のものは特に丁寧に取扱ひ、他人の生活や能率に邪魔だてないやうにしたいものであります。

四、近隣打寄つて人の噂をし合つたり、徒に雑談に耽つたりしてはいけません。

常會の禮法

一、隣組全員が皆一家の者であるといふ氣持になることです。和かな空氣、心と心との接觸、理窟は後にする隣組一家の精神で結ばれる寄り合ひをしたいものです。

二、指導者は高邁なる識見と豊富なる知識よりも報國の誠心に基く烈々たる熱意を持つこと、常に一員として共に手をたづさへて行く謙遜であることが第一であります。

三、常會は一、二の幹部が獨占しない様に、なるべく全員が發言する様にする。婦人の發言も歡迎する様に致します。

四、定日、定刻の開會を勵行します。特に集會時間の嚴守につとめ、散會も豫定時間に遅れない様にいたします。

五、會衆につねに實益と興味をあたへ、常會出席をたのしむ様に工夫いたさねばなりません、又時間の浪費に陥らぬやう注意いたします。

六、各種の會合は常會に合流させ、他の會合を開かぬ様にし、常會集合の際、各種の調書・寄附金・貯金等を持ち寄り、事務の確實簡易化をはかる様致します。

七、其の日の申合せ事項を明確にし、經費はなるべく少くし、全員の實行を期する様致します。

八、月番・當番はよく連絡を保ち、準備、報告、取纏めと誠を致さねばなりません。

第三節 公衆

- 一、すべて多數集合の場所に在つては、つゝしみの心を失はず、秩序を重んじ、輕々しい行動をしてはなりません。
- 二、映畫館・劇場・公會堂・集會會場等に入つた時は帽子を脱がねばなりません。高聲の談話をしたり放歌したり、人の迷惑になる振舞ひを慎みます。
- 三、外套・コートは教室・ホテル・食堂等では脱ぐが、暖房設備のない劇場・映畫館・公會堂等では脱がなくてもよいのです。
- 四、舞臺の演技や觀客の過失を嘲笑せず、相互の耳語さやかしを慎みます。又濫りに遠方から人を呼びかけ、人を注視したり指さしをしたり、振返つて見たりしてはいけません。隙見、盜視、立聞き等もとより慎むべきことです。
- 五、集會・講演會等に中座せぬ様に、已むなく離席する時は軽く會釋いたします。

- 六、音樂會・劇場等には乳呑兒を連れて行かない様に、又便所等の出入は幕合以外は遠慮いたします。
- 七、公共物は大切にし、運動具・ベンチ等を獨占してはなりません。公園の清掃、動植物の愛護を忘れぬ様に致します。
- 八、道路は交通上の規則を守らねばなりません。汚さぬ様にし、懷手をして歩いたり、物を食べながら歩くのは感心いたしません。
- 九、病院では出来るだけ靜かにして、人に迷惑を及ぼさないやうに致さねばなりません。廊下の歩き方や戸の開閉等にも細い心づかひが入ります。又他人の病室をのぞくなど失禮であります。學校・工場等の見學の場合も同様の注意が入ります。
- 十、團體が公衆の場所に入出するときは、指揮者の命に従ひ、よく統制を保ち、一般の人にも迷惑をかけないやう行動せねばなりません。

第四節 公共物

- 一、公共物はすべて愛重し、公衆の福利を全からしめるやうせねばなりません。博物館・美術館・陳列館等では規定に従つて言動を慎み軽忍の行ひのないやう、静肅且つ眞面目に觀覽し、すべて掛員の指示に従はねばなりません。
- 二、圖書館では掲示に注意し、規定を守ることは勿論のこと、書籍を大切に取扱ひ、辭書・新聞は閱覽後必ず元の位置に整頓しておき、音讀、談話を慎み、高い足音、物音を立てないやうにすること、濫りに閱覽の席を變更しないこと等は大切なことであります。
- 三、公衆電話で守るべきことは、電話機加入者名簿の取扱ひを丁寧にし用向きを簡單に通話すること、他人の通話の立聞き、使用の妨げになることをしてはならないこと等であります。

第五節 道路・公園

- 一、道路は歩道を左側通行し、信號を嚴守して一定の横斷路を横切る等、交通道徳に従ひ安全に敏速に靜肅に行動するを旨とします。團體で行動する場合は指揮者の指揮に従ひ、規律正しく行動せねばなりません。
- 二、道路は常に清潔を保ち、街路樹や草花を愛護して、その品位と美觀とを保つやうに致したいものです。痰唾を吐き紙屑等を棄てゝはなりません。
- 三、公園、遊園地等では、規則を守り、禁止區域に立入らず、危険な遊びもしてはなりません。紙屑、たべ殻は必ず屑箱に入れ風致を害さないやうにし、濫りに草木等に手を觸れてはなりません。備付けのベンチや運動具等を獨占してはいけません。
- 四、道を聞いたり、物を尋ねたりするときは、言語態度を慇懃にし、教へるとき

は出来るだけ親切にいたします。

第六節 集會・會議

- 一、すべて集會は圓滿にその目的を達するやうに、互に禮儀を守り、謙讓を旨といたします。自分勝手な言動をしては、圓滿にはまゐりません。
- 二、主催者は周到な準備が入ります。第一期日前に、期間を置いて會議要項を通知しておくことは、參會者に満足を與へ、その目的も達することが出来ます。
- 三、參會者は定刻十分前までに會場に到着して開會を待つ位がよい。
- 四、會議に於ては、議事規則・慣例等に従ひ、互に禮儀を守り、圓滿に議事の進行を圖るやうにいたします。集會、會議中は退出せず、已むを得ず中座する場合は、目立たないやうに退出します。
- 五、議長、座長は公正を旨とし、參會者は其の許しを得てから發言し、他人の發

言は靜かに傾聴いたします、意見に用語順序等に注意し要點を簡明的確に述べ
るものです。

- 六、集會の性質によつては、幼兒を伴はぬやうに致します。

第七節 外國人

- 一、外國に在つては、その國の儀禮、習慣を心得て、出来るだけこれに従ふやうにするのが、大國民たるの品格であります。
- 二、外國人に接するのには、常に大日本國民たるの矜持を保ち、徒らに尊大に陥つたり、彼を卑下ひげしたりしてはなりません。東亞共榮圈を建てる上には大切な心得であります。
- 三、外國人に濫りにサインを求めたりすることは品位を損ずることでありませうから注意せねばなりません。

第八節 男女間

男女の間の生活については、私共日本人は社會的の躰が、よく出來て居りませぬ。男女の間では、互に人格を尊び、品位を重んじて行くこと、旨といたします。そしてなれ／＼しい言語、動作をさけること、文通にはなるべく葉書を用ひ、又その用語に氣をつけることです。特に話題にも氣をつけ、監督者がなくて、散步遠足などすることをさげねばなりません。

第十五章 和食の禮法

第一節 平素の食事

一、食事は人柄を表すものであります。即ち食べ方の如何により貴くも卑しくも見えるものであります。それかとして食べてはならぬ時に食べ、食べるべき時に食べないのはいけません。

二、儀式や人前よりも平素の食事に心することが肝要であります。即ち普段心懸けを持たなければ、本當に人の身についたものにはなりません。その日常の食事作法は簡單で常にきちんとして居ればよいのであります。これ人前に出ても手順よく、品よく食事することが出来るからであります。

三、平素の注意としては

- (一) 食事には姿勢を正しくする。
- (二) 手、髪、汚れをとり清潔にする。
- (三) 一通り容儀を整へる。これはいゝ着物を着ることではない。着物をきちんとしてすることあります。

(四) 食事を始めるにあたりは軽く一禮をいたします。そして、皇室の御恵みに感謝し、農民に感謝する等その氣持は大へんよいこととあります。

◎食前の感謝の第一例(食膳に向つて朗唱する)

此の食物が食膳に運ばれる迄には幾多の人々の勞力と神佛の加護によることを思つて感謝致します。

私の徳行の足らざるに、此の食物を頂くことを過分に思ひます。

此の食物に向ひ貪^{むさほ}る心、厭^{いと}ふ心を起しません。

此の食物は私共の心身を癒^いす良薬と心得ていただきます。

此食物は道を成就せんがために頂くことを誓ひます。

◎食前の感謝の第二例

箸把らば天地御代の御恵み、皇と親との御恩味へ。

◎食前、食後の訓の第一例

二宮尊徳報徳訓

父母の根元は天地の令命に在り、
身體の根元は父母の生育に在り、
子孫の相續は夫婦の丹精に在り、



食前の禮



食事の感謝

父母の富貴は祖先の勤功に在り、
吾身の富貴は父母の積善に在り、
子孫の富貴は自己の勤勞に在り、
身命の長養は衣食住の三に在り、
衣食住の三は田畑山林に在り、
田畑山林は人民の勤耕に在り、
今年の衣食は今年の産業に在り、
來年の衣食は今年の艱難に在り、

年々歳々報徳を忘る可からず、

◎食後訓の第二例

有難き食を享けて生氣身に滿つ、
いでや己が業にいそしまん。

第二節 食事の順序

膳立てには、一汁三菜、一汁五菜、二汁五菜、二汁七菜等といふ調へ方があつて、客にすゝめるものです。しかし一般の調へ方としては、二汁五菜がすゝめられ、簡単なものは一汁三菜であります。

この一汁三菜の食事を心得て居れば、一汁でも一菜でも、二汁五菜でも、それ以上の場合でも、誤りなく食事することが出来ます。酒と食物との膳の配膳も心得ねばなりません。

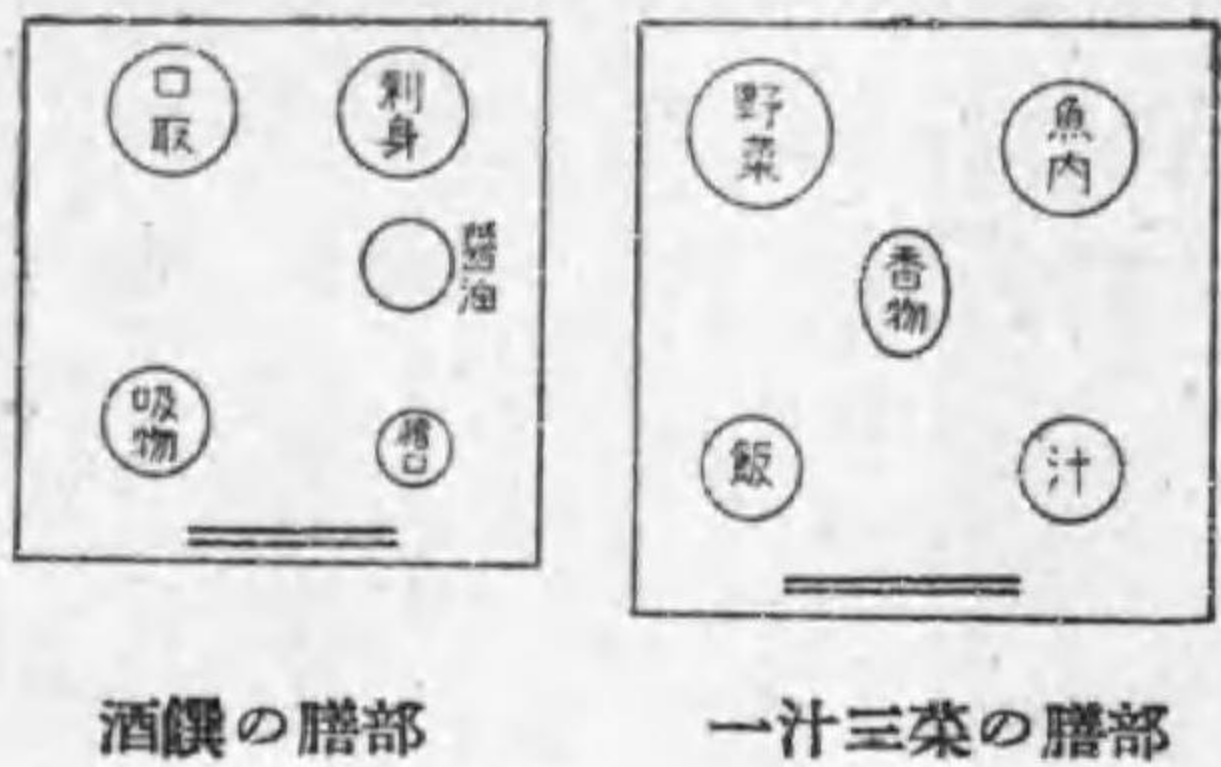
次ぎに食事の順序方法を述べることに致します。

(一) 第一に飯碗の蓋をとる、左手でとつて右手を添へ上向きにして膳の左外側におきます。茶碗が膳の上に伏せてある時はこれを左手で上向きに起します。

(二) 次に汁椀の蓋を右手でとつて左手を添へ上向きとし膳の右側におきます。この二つは、自分で御飯をつけるにも、お給仕して貰ふにも先づしなければならぬことです。

(三) 給仕を受ける場合は飯碗を両手で出し、出された盆の上におきます。この時両手を使ふと袖がじやまになる場合は片手で袖をおさへて片手で差出してもよいのです。

(四) 給仕から飯碗を受取つたならば、一旦膳の上におく、それから右手で箸を取る、取つたならば左手を添へて、そろへるのであります。この時膳の上で突いて先をそろへてはいけません。



膳を運ぶ姿勢



膳部を進める



食前の挨拶



箸をそろへる



碗と箸の持ち方



茶づけ



おかはり

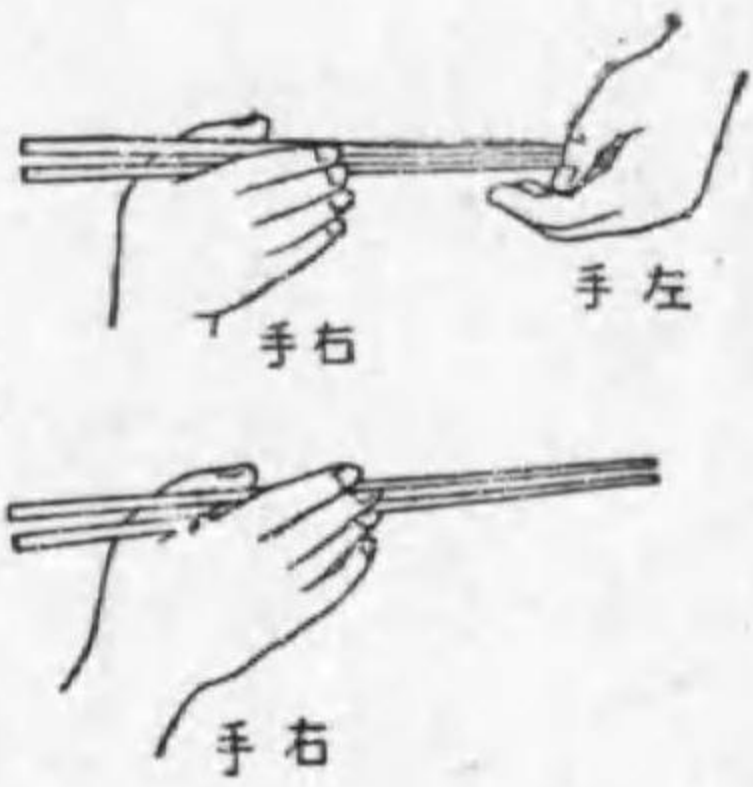


給仕



箸包、箸箱は膳の左側に置くのです。

(五) 箸を持つたならば左の手で茶碗を取上げる、箸は上から三分の一位の處を持つのがよい。その時、お汁で箸を一寸ぬらすとよいのです。御飯が主食物でありますから先づ御飯から食べます。即ち御飯を一口なり二口なり食べる。時



によつては汁を先にしてもよいのです。次に汁を一口吸ひ實を食べる、それから御飯を食べ、次に汁又は菜を食べるのであります。後は汁を吸つても菜を食べてもよいのです。香の物は後に食べるもので、始めに手をつけてはいけません。

菜から菜へと直ぐ移ることなく、其の間に必らず御飯を一口食べるなり汁を吸ふなりするのです。

(六) 御飯のお代りの時は、茶碗の中に御飯を一口ぐらゐ残しておく、これは御

飯の終つてゐないことを示すのであります。

お代りの御飯やお汁を受けたならば必ずお膳の上に一旦おいて箸を取り直し、改めて取り上げて食べるのであります。

(七) 日本では茶漬、湯漬をいたします。茶漬は最後にするものです。茶漬になつては生臭い物を食べません。漬物は最後に、茶漬か湯茶の時に食べるのです。

(八) 茶漬の時は搔つ込んで食べるが、其他の場合はいけません。菜もさうであります。



(九) 一膳でやめたいのを無理に二膳食べることはありません。最後は茶碗の中に一粒も残さぬ様にいたします。

給仕人はこれを見て黙つてゐても茶を注ぐのです。

(十) 茶碗の中で箸を一寸清めて、膳の上においてから茶を飲む。茶を口まで運ぶのが目的であるからとて茶碗の縁をつまんで形が整ひません、右手の指を

揃へて茶碗を取り上げ、靜かに飲むのが本體作法であります、形容を整へるため左手の指を揃へて縁底に當て、飲むのです。即ち左手は形容に添へるのであります。要は物の取扱ひは右手か左手で持つのが本體で他は添手であります。茶が終つたなら飯椀、汁椀の蓋をもと通りにいたします。菜は全部食べても残してもよいが、最後に皿の中が散らない様にきれいに食べねばなりません。

納腰に見ゆる
持ち方



普通の持ち方



正確な箸の
持ち方



(十一) 箸は食事

中は膳の中に落さず、縁にかけておき、

すんだならば膳の中に落しておくと、御飯

のすんだことを現すことになるものです。



普通の持ち方



見ん形の悪い持ち方

- (十二) 茶碗の持ち方 (前圖参照)
- (十三) 食事がすんだならば一禮を致します。

第三節 食事の一般注意

- (一) 目上の人が箸をとつてから自分も取ります。
- (二) 食事の膳の上に屈みかゝつて頭を下げて食べない様致します。首を曲げたり下を向いたりするのは膳のそばに寄つて坐らぬからか又はテーブルに深く椅子を引寄せてかけないからであります。
- (三) どうしても屈んで食べなければならぬ物は身體ごと前へ出して食べます。決して首だけ突出してはいけません。
- (四) 人の食事中じろく見るのは禮でありません。
- (五) 食事中の談話は内容に氣をつけてすれば、適當に話をしてよいのであります。

ます。

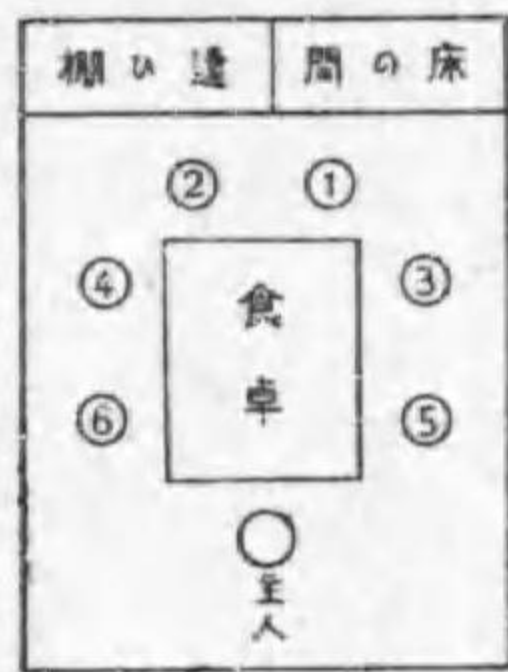
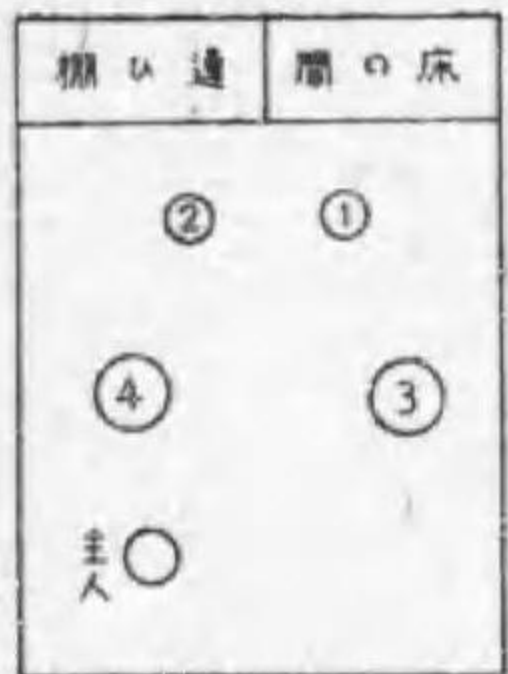
- (六) 音を立てない様靜かに食べます。それは口を閉ぢて噛むと音がいたしません。又口を開けて噛むと卑しく見えます。汁をすすむ時も音を立てない様にいたします。食物を口にしながら談話してはなりません。
- (七) 昔の武士の早飯、早糞、早支度といふ心懸は昔のこと、今日は靜かに落付いて食べます。一人残されて食べてゐるのも禮でないから、大體周圍の人に合せて調子と一緒にいたします。
- (八) 汁椀を下に置いたまゝ、中の實を食べてはいけません。即ち汁椀を持つて食べるのであります。
- 菜の食べにくいものは皿を手に持つて食べるのです。右側のものは右手で取り上げ、左手に移して食べます、左側のものは左手で取り上げます。
- (九) 食器の位置をやたらに變へたり、膳を汚したりせぬ様にいたします。懷紙

を用意して箸先のあたる所に四ツ折りにして敷いておく等はよいことです。

(十) 小楊枝はなるべく用ひぬがよいのです。使ふならば、蔭で使ふのがよい。楊枝をくわへながら歩くのは不作法であります。

(十一) この位わきまへて居れば本膳が出て驚くことはありません。自然に出来るものでありますから落付いていたゞきたいものであります。

(十二) 饗應の席次は、主人の席は次の様に末座に設けます。夫婦は並んで坐るの
であります。



(十三) 膳が全部出揃つてから主人が挨拶いたします。次に正客が答禮します。それから主人の勧めにて正客か

ら蓋をとり箸をとります。正客より先に他の者が蓋をとつてはいけません。

(十四) 杯の献酬はなるべく廢止したいものです。杯は目上の人から戴くべきもの

で先に自分の盃をあげるのは失禮であります。

(十五) 婦人は懷紙を常に用意して居り、食事の際には一枚とつて箸先の當る所に敷いておくとか、又は膳の脇におき箸先を一寸拭いて置くのに使ひます。

第四節 給仕心得

一、給仕はなか／＼難しいものです。先づ容儀を整へ、髪かみの亂れを直し、手を洗ひ清めて給仕にかゝります。

二、膳部を進める際は最初に一禮して、あとは一々禮をしなくてもよいものであります。

三、給仕するには食器以外の物に手を觸れぬ様に、必らず盆はんをもつていただきます。盆がなければ手でいたします。(昔は盆を持たなかつた)その時茶碗の縁に拇指がかゝらぬ様に扱ひます。即ち絲底を左手の拇指と人さし指でつまんで残

りの指を底にあて、持つのがよいのです。

四、御飯は一杓子で盛ることをきらひます。ほんの眞似でも二杓子で盛る様にいたします。

五、物を運ぶには目八分といひ、運ぶ者の息が膳や盆の上にかゝらぬ様に持つのがよいのです。少し高目に持てば息もかゝらず足許も見えて給仕もしよいものであります。

六、給仕をしてゐる間は正しく坐つて盆は膝の前に置いて、いつでも持てる様にしておきます。髪や衣類等には手を觸れず、常に全般に氣を配つてゐます。うっかりして給仕が遅れたり、又はじろくお客様を見廻はしたりせずして、氣だけ配つて、ふきんも用意して何か、そそうあつても、こぼれても、あわてず處置出来る準備をしておくのであります。

七、必要以外は、自分の方から口を利いてはいけません。話かけられた時は答

へ、お客様の談話の中に入つて笑つたりせず、聞いて聞かぬ振りをしてゐるのです。そして注意を怠らず、ぼんやりせず、といふことが要點であります。

八、撤^{のぞ}く場合には後に進めたものから先に撤^{のぞ}きます。

第十六章 洋食の禮法

第一節 洋食會食の心得

一、和食の作法が出来てゐれば、それを應用して行けば、大抵間に合ひます。

二、食卓につくには椅子の左側から掛けるのが常識であります。

時に右側から掛けることがあります。椅子は深く掛けないと、形も悪く、給仕もしにくく、又食事もしにくいものであります。卓と身體の間隔は一拳か一拳半位が工合よいものであります。

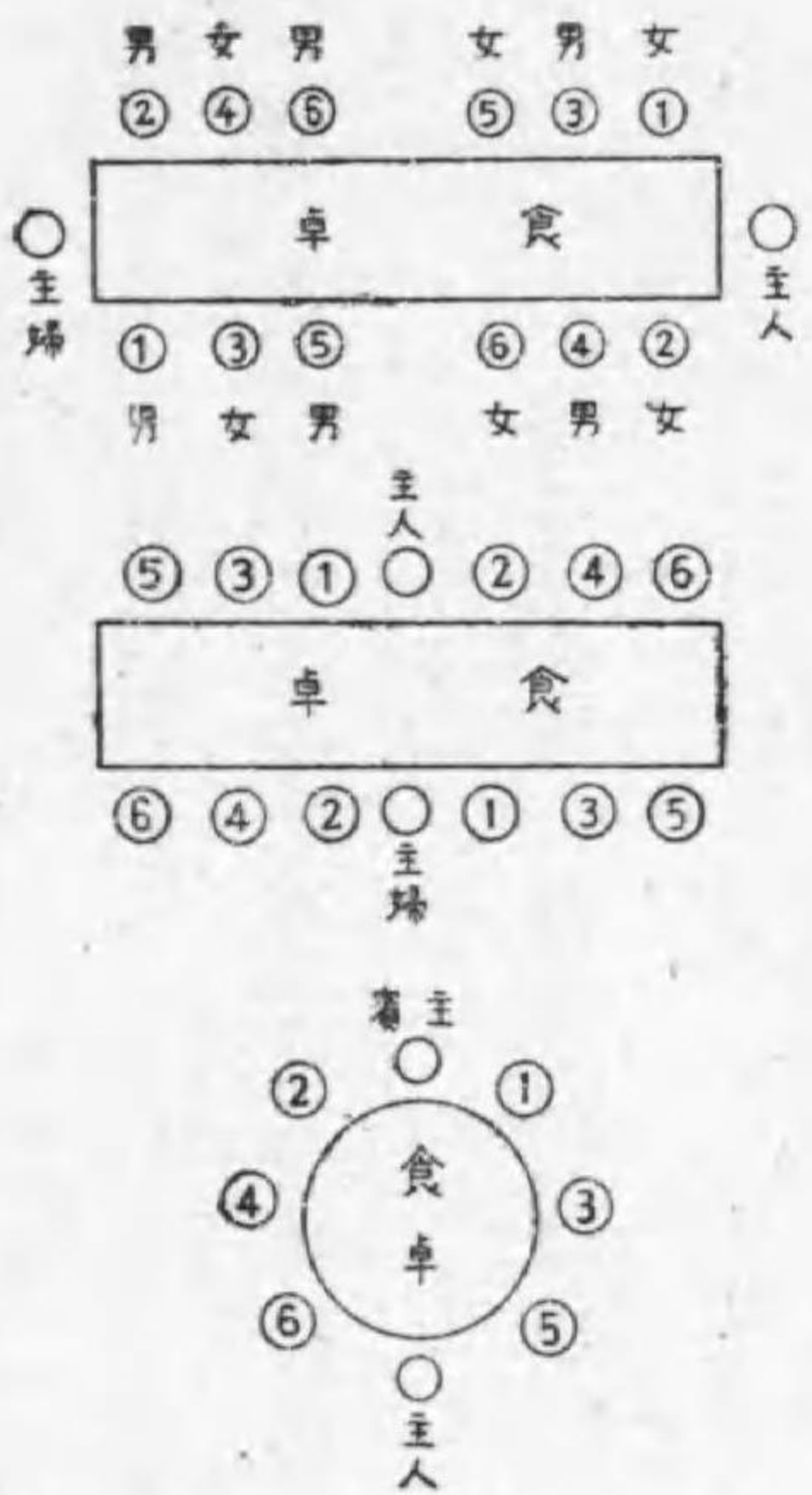
三、洋食の際の作法は、不作法でなければよいのです。むづかしく考へぬがよいのであります。目下の人乃至は客を上座にすゑるのです。洋室は壁爐のある方が上座で壁爐のない時は入口から遠い方を上座といたします。レストランやホテルの廣い食堂でも同じであります。

二人の場合は向ひあつて坐るのが正しいのです。夫婦の場合もそれでありませう。

客を招待した場合の食卓の席次は次の様にいたします。

日本式では夫婦並んで坐つてもよいのです。(結婚披露宴などの場合)

西洋式では男女交互に配し、夫婦は向ひ合ひませう。



第二節 食事順序

一、食卓についたならば、先づ膝にナブキン(セルヴィエット)をかけます。それは膝の上にかける程度がよい。落ちない様に帶の間に挟んでおくのもよいのです。



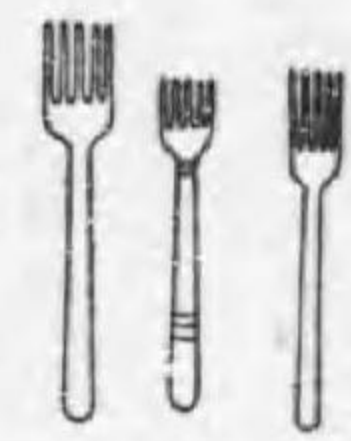
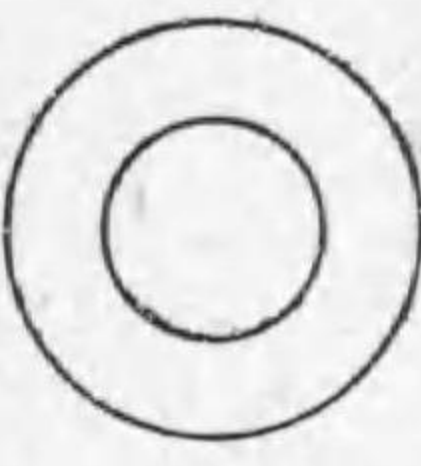
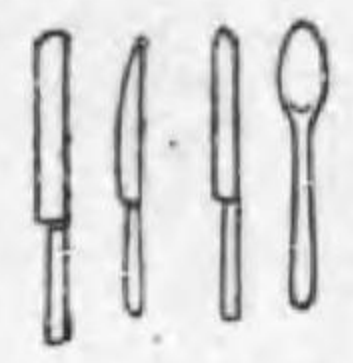
洋食の配置

ナブキンは顔を拭ふハンケチ代用ではない。軽く口のあたりや指尖を拭ふ程度のものであります。

ナブキンは料理の出て来る頃を見計つて掛けます。西洋では目上の人が掛けてから掛けなければならぬといふことはないが、日本ではさういたしたいものです。

二、料理の出て来る順序

1 オールドドール(前菜)が出る。ナイフとフォーク、或はフォークを使つて食べます。兩側にあるナイフ、フォークの中から、普通のを選んで使ひます。(正面においてあるナイフ、フォークは果物用で、銀メッキをしたナイフ、フォークは魚用であります)



2 スープが出る。カップ又は皿に入つてゐます。皿の場合には右側においてあるスプーンで飲みます。(正面のスプーンは菓子用であります。) スプーンの使方は日本式では手前の方へ引いて掬ふが西洋は向ふ縁へ向けて掬ふのです。スプーンの前か三分の一位のところまで飲むと静かに飲めます。熱くても音を立て、吸つてはいけません。

スプーンが少くなつたら皿の手前の縁を持つて向ふに傾けて掬ふのです。

カップで飲む場合は小さなスプーンがついてゐたら、それで一通り掻き廻して、熱さの程度を見るため一、二匙飲み、後は小匙を置き、紅茶の様に把手を持つて飲むのであります。

パンはスプーンが出てから食べます(坐ると直ぐ食べてはいけません)。

パンは指で割つて食べます。デザートコース(サラダの後、菓子の時からをいひます)になつたらもう食べません。

パンは左側、水や酒は右側にあるのが自分のものであります。他人の物を飲食しない様、バターは大抵バターナイフ(ついて居なければ普通のナイフで)でパン皿の縁に取ります。

ナイフでパンにつけて食べます。そのナイフはパン皿の縁に載せておきます。パンで皿の縁にとつたバターをこすりつけるのはよくありません。

3 魚が出る。魚用ナイフ、フォークは、銀メッキしたもので形が違つてゐます。魚用のものがなければ普通のナイフ、フォークを使ひます。

4 肉や鳥が出る。フォーク、ナイフで食べます。

フォークだけで食べてもよいのですが、此の場合左手にパンをひと切持つて手傳はせると都合よいものであります。

アスバラガスは手で食べるか又はナイフ、フォークを使ひます。

食事中に水を飲み、サイダーを飲み、酒を飲む時は、ナイフ、フォークを交叉して皿の上におくか(甲)或は八字型に皿の縁にかけて置き(乙)ます。

この場合、フォークは伏せ、ナイフは刃の方を内側に向けておきます。



(丙)普通 (乙)米國風 (甲)英國風



(フィンガーボール)

に當な所でよいのです。

6 次に菓子と果物を給仕が持つて来るから皿に取つて食べます。フィンガーボールは指尖など果物の汁で汚れたのを一寸おとしてナプキンで拭く程度に使ふものであります。

これで含嗽などしてはなりません。テーブルの上の菓子や果物を自分で取らずに給仕が持つて廻る時に取ります。家庭の場合には食事後自分でとる場合があります。

皿の中の料理を食べ終つたならば、ナイフとフォークは皿の上に右斜に揃へておき、フォークは仰向けにいたします。(丙)これで給仕には終つたことが判り、直ぐ引くことが出来ます。

5 料理が終つてフィンガーボールが出ます。

敷物と一緒にテーブルの上に置き、普通左側に置くが適

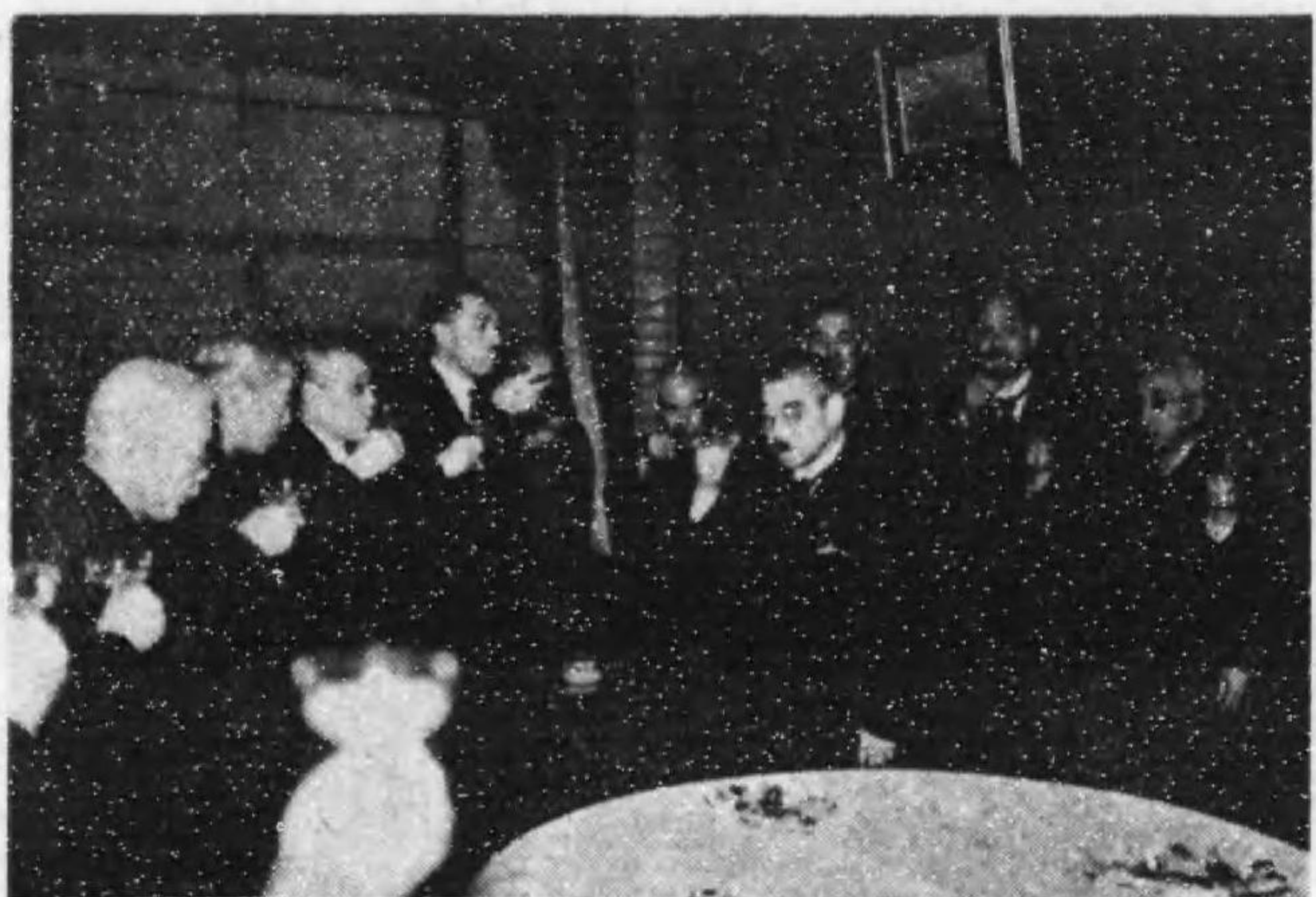
ます。

7 コーヒーが出ると終りであります。

ナブキンは立つ時に軽くまとめてテーブルの上に置きます。日本人はきちんと疊んでおかぬと氣がすまないが、西洋人はナブキンをきちんと疊むと二度とお客には來ませんといふ意味になるさうです。

第三節 食事の一般注意

- 一、皿の上にかゞみかゝると卑しく見えます。汁が垂れさうに見えるから上體をテーブルに寄せて姿勢を正します。食卓に肘をついては行儀が悪いのです。
- 二、ナイフ、フォークを使ふ時は臂を張ると隣の人に迷惑をかけます。ナイフで食べてはいけません。
- 三、ナイフ、フォークを間違つたら、構はずそれで済ませます。



- 四、何事も靜かに音を立てないやうにします。コップを倒したり、酒をこぼしたり、物を落したりした場合には、大聲を出さず落付いて靜かに給仕に眼で合圖すればよいのです。捨て、置いて構ひません。
- 五、持ち廻りの料理を勧められる場合、食べたくない物は取らなければよいのです。西洋料理ではいやなら斷つてよい。給仕にわかる程度で軽く斷るやうにいたします。取つたものは必ずきれいに食べます。初めから皿の上に盛つてある場合には残しても差支へありません。

- 六、料理が出て来たなら客全部が出揃はなくとも、そろ／＼食べ始めてよいので
- 七、人の前にある鹽とバター等につつと人の前を手を伸して取るのは失禮であります。給仕か或は近所の人にたのむのがよいのです。
- 八、サイダー、水など飲む場合は、飲む前ナブキンで唇をぬぐふのです。コップなどに唇の跡がつくからであります。
- 九、乾杯は杯を飲み乾すことであるが、實際は飲み乾さなくてもよいのです。杯を挙げたならば、一口でも飲むか、或は飲む真似だけでもしなければなりません。萬歳を受ける人が自分は慎んで受けると同じ様に、乾杯を受ける人も立て杯を挙げます。西洋では立たないことがあり杯を挙げないこともあります。
- 十、食事の早さは和食の様に、周囲の人と調子を合せます。調子がぬけぬ様、給仕が迷惑しない様にいたします。

十一、お客を招待した場合は食卓へ導く前に主人から隣同志に坐る人を紹介しておくのがよいのです。それも大きな宴会では出来ないから客同志が適當に話せばよいのです。大聲でなく、内緒話でもない程度の世間話がよいのであります。

第四節 給仕心得

- 一、給仕は客の後からで、大體左側からいたします。酒や水は右にあるから、右側からいたします。
 - 二、給仕人の身體がお客に觸れない様にいたします。
 - 三、客が食堂に入つて来た時軽く頭を下げて敬意を表するのはいゝが、敬禮したり挨拶してはいけません。
- 給仕といふ者は、居るか居ないか邪魔にならず目立たないといふことが大切な心得であります。

- 四、給仕人は全體に氣を配つてゐるが、見て見ず、聞いて聞かず、要は役に立つて邪魔にならぬといふ心懸が大切であります。
- 五、給仕人は絶対に笑つてはいけません。
- 六、婦人や老人の着席、退席には心を配り、後から椅子を押ししたり引いたりして介添へいたします。
- 七、日本料理では食器は一つ／＼持つて出るが、西洋料理では三つ四つ一度に持つて出てよいのであります。

第五節 お茶(ティ・パーティー)

- 一、西洋式の午後の茶であつて、招待の時刻を二時から四時まで位にひろく定めておいて都合の時間に出席して饗應を受けて退出するのであります。茶といつても茶菓の外簡単な料理類を出すこともあります。

- 一、お茶の會とか園遊會は、なるべくいろいろの人と話すのが目的であります。招待を受けたその時間の間に行けばよいので、初めから終りまでそこにゐるわけのものではありません。一通り話をしたならば適當に退出するのであります。お茶の會は餘り長くゐない方がよいのであります。
- 二、退出の場合も客が大勢の場合は主人に挨拶せずに退出してもよいのです。特に誰かを歓迎する場合はその主賓が歸つてから退出するやうにしなければならぬのであります。
- 三、椅子やテーブルが澤山ない時は立つたまゝ、お茶を飲み、話をして歸つて來る場合があるものです。

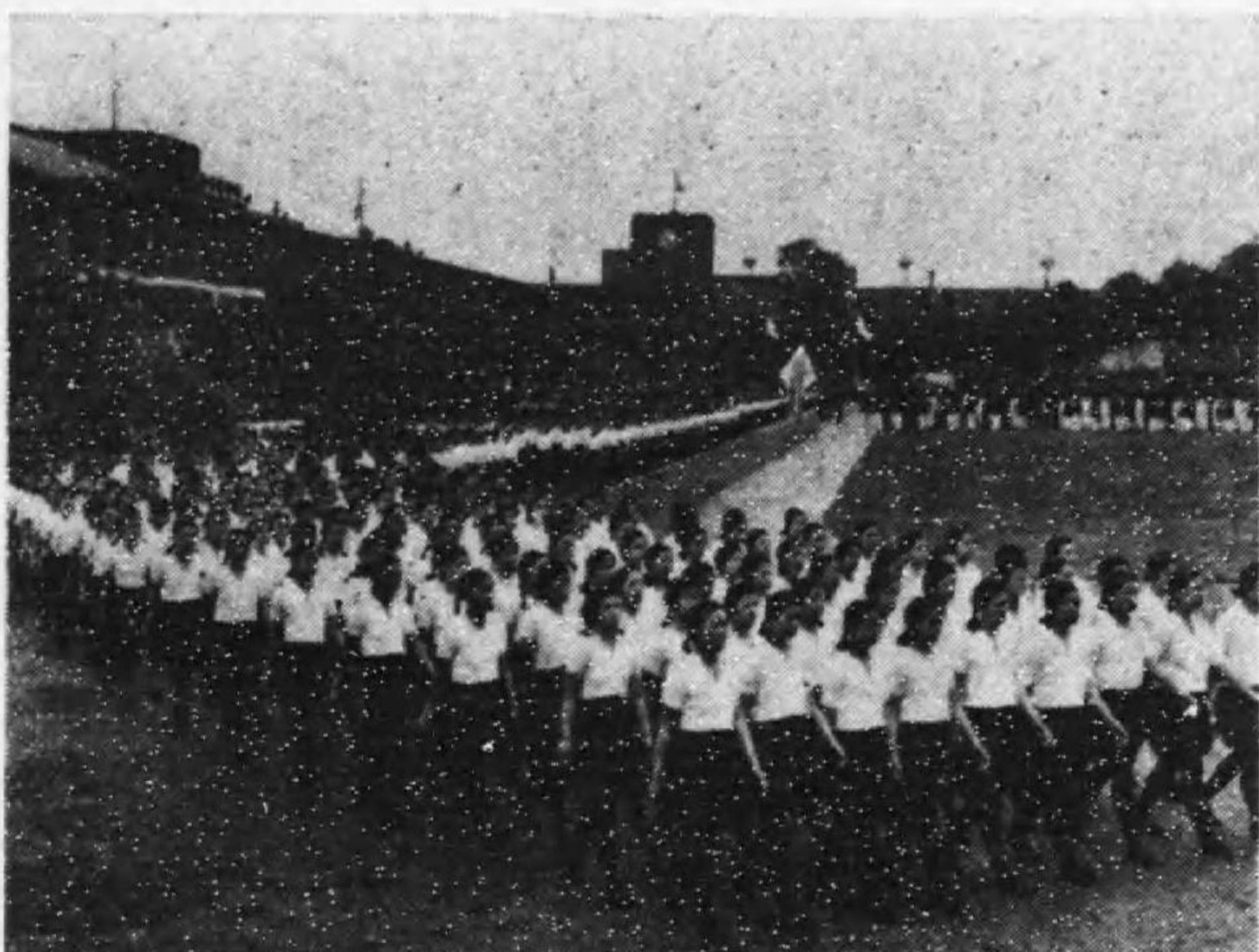
第十七章 支那食の禮法

- 一、支那茶を飲むには、蓋をとらずに少し向ふに、ずらして飲むのです。

- 二、いよ／＼料理が出て来たならば、主賓が取つた後に、他の客も順々に取つて食べます。
- 三、料理は一つの容器から、各自の箸匙で取つて食べるか、又は各自の前に在る取皿に分けて食べます。自分の好む料理ばかり幾度も幾度も取つてはいけません。
- 四、料理は菜單(献立表)を見て、食べる量を加減して食べ、後に出されるものにも箸がつけられるやうにするのです。
- 五、挨拶は正菜中の最も重い料理の、燕窩又は魚翅等の出たときにするのが通例であります。
- 六、乾杯は、主人の挨拶がすんだ後に、主人から請ふのを例とします。主人が着席のまゝならば、客も席を起さないでいたします。乾杯は滿洲、支那では酒を飲み乾し、杯を傾けて示し、卓上に杯を置くのを例とします。

第十八章 競技の禮法

- 一、競技會に於ける開會、閉會の行事は特に嚴肅を旨とします。式は競技者、役員等直接競技に關係のある者全部によつて莊重に行ふのです。觀覽者も關係者と同様に行ふのです。
- 二、競技場に在る者は規律を重んじ、秩序を尙び、野鄙な容儀、服裝や粗暴な言語動作を慎んで、競技場の明朗嚴肅な雰圍氣を亂さないやうにいたします。
- 三、競技は特に態度に留意し、競技の規則を嚴守して、公明正大に行ふのです。競技は全力を盡して行ひ、途中で氣を挫いて勝負を投げたり止めたりしてはなりません。又觀衆の歡心を買ふやうなことをするのは卑しいことです。
- 四、競技中の合圖、掛聲、激勵等は、必要の限度にとゞめます。決して粗野に涉らず、人をいらださせることのないやうにします。對手の失敗を喜ぶやうな言



（開會） 競技の禮法

語、態度は嚴に戒むべきであります。

五、競技者は競技の合間や休憩時に於ても容儀を紊みだしたり、氣のゆるんだやうな態度をしてはなりません。

六、競技場は常に清美を保ち、必要でないものは場内に留めておかないがよいと思ひます。用具の類は粗略に取扱はず、その始末に注意いたします。

七、審判員其他の役員は特に容儀服裝に注意すると共に、輕々しい言動のないやうにいたします。直接關係の

ない競技の行はれる際には、競技場に出てはいけません。

八、競技を観覽する者は、競技の妨げとなるやうなことは勿論のこと、人に不快をあたへるやうな言動を慎しまねばなりません。

九、應援は、眞面目で、野鄙に陥らず、競技者の精神を亂したり、失敗を喜ぶやうなことをしてはいけません。應援團は指揮者の統制に服し、秩序正しく氣品ある行動をとるものです。

十、競技者は競技の開始に先だつて、對手方に對して敬禮をいたします。競技の終了したときも同じに致します。

十一、賞狀・賞牌・優勝旗等を授與されるときは、參列者一同敬意を表します。時に榮譽を祝つて拍手を送ります。

優勝旗は、右手で竿の中央を下から持ち、左手は上から竿の下部にかけ、旗の頭を右にして稍々斜に持つて受取るのです。渡す人は、この形に受取れるやう

にして渡します。

十二、競技に於ける心得は練習のときも同じに守らねばなりません。観覧者は席を汚さず、席を去るときも、あとを片付けておきます。

會員番號 106029



正價金壹圓參拾錢

昭和十六年九月一日 印
昭和十六年九月五日 發行

婦人禮法の心得

著者 山崎博

發行者 鈴木正二

東京市本郷區龍岡町三十六番地

印刷者 加藤晴吉

合資會社 正文舍

東京市本郷區湯島切通坂町

發行所 科學院

東京市本郷區龍岡町三十一番地
電話小石川四二三・四七五七

配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町2の9

416
463

終

